

## 設計業務委託説明書

1. 委託件名 鍋横区民活動センター等整備基本設計・実施設計業務委託
2. 履行場所 中野区本町四丁目44番 (住居表示)  
中野区本町四丁目61番14、同番28、65番3、同番8 (地名地番)
3. 委託期間 契約確定の日の翌日から2026(令和8)年1月30日まで  
(日曜日・祝日・休日及び土曜日を含む。)

### 4. 設計の概要

#### ○ 基本設計・実施設計

- 1) 敷地面積 1,087.19㎡
- 2) 建物概要 用途：区民活動センター、地域包括支援センター、交番、  
自転車駐車場  
構造：鉄筋コンクリート造  
階数：地上5階、地下1階  
延べ面積：約2,716㎡
- 3) 駐車場 約5台
- 4) 駐輪場 約64台(区民活動センター等)、約250台(自転車駐車場)
- 5) 外構工事

#### ○ 解体工事実施設計

##### 1) 既存建物解体工事

解体建築物：鍋横区民活動センター分室

- ①区民活動センター分室 木造 2階建て 約162㎡
- ②付属建築物及び工作物 1式
- ③囲障及び樹木 1式
- ④自転車駐車場 1式
- ⑤時間貸し駐車場 1式

#### ○ 地盤調査 : 深さ25m 3か所

5. 委託業務内容 「設計業務委託仕様書」、「基本設計業務委託特記事項」、  
「実施設計業務委託特記事項」、「地盤調査委託仕様書及び  
地盤調査委託特記事項」による。

## 6. 都市計画上の規制

①用途地域：第1種住居地域（532.07㎡）

建ぺい率：60%

容積率：200%

高度地区：第2種高度地区

防火地域：準防火地域

日影規制：4時間－2.5時間

測定水平面 4.0m

敷地面積の最低限度 60㎡

②用途地域：商業地域（555.12㎡）

建ぺい率：80%

容積率：400%

高度地区：指定なし

防火地域：防火地域

日影規制：指定なし

## 7. 添付資料

- ・ 既存敷地概要・案内図・敷地現況図・敷地整備案図（参考図） 1枚
- ・ 鍋横区民活動センター等整備基本計画 1冊

鍋横区民活動センター等整備  
基本設計・実施設計業務委託仕様書

# 設計業務委託仕様書

## 目次

第1章 設計業務の概要	1
第2章 総則	1
2.1 適用	1
2.2 用語の定義	1
2.3 業務内容の疑義	2
2.4 管理技術者等	2
2.5 提出書類	2
2.6 資料の貸与及び返却	2
2.7 再委託	2
2.8 打合せ及び記録	2
2.9 関連する法令、条例等の遵守	2
2.10 関係官公署への手続き等	2
2.11 環境により良い自動車利用	3
2.12 不当介入に対する通報報告	3
第3章 設計業務の実施	3
3.1 設計業務の着手	3
3.2 設計業務の内容	3
3.3 設計業務実施計画書	3
3.4 設計業務工程表	4
3.5 設計業務の方針	4
3.6 適用基準等	4
3.7 設計内容の詳細化と各業務間の設計内容の調整等	4
3.8 設計仕様書等と設計内容が一致しない場合の修正義務	5
3.9 設計VE等の実施	5
3.10 設計業務の成果物	5
3.11 検査	5
3.12 支払い	5
第4章 その他	6
4.1 「業務カルテ」の登録	6
4.2 守秘義務	6
4.3 秘密の保持等	6

# 第1章 設計業務の概要

特記事項による

## 第2章 総 則

### 2. 1 適用

設計業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）は、中野区が施行する設計業務の委託に適用する。

### 2. 2 用語の定義

- (1) 「受託者」とは、設計業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人若しくは会社又はその他の法人をいう。
- (2) 「監督員」とは、委託者が監督員として受託者に通知、又は委託説明書に記載した区職員で、契約図書に定められた範囲内において受託者又は代理人、管理技術者若しくは各主任担当技術者に対する指示、承諾、協議、設計業務の進捗状況の確認及び設計仕様書に記載された内容の履行状況の確認等の職務を行う者をいう。
- (3) 「代理人」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができるもので、受託者が定めた者をいう。
- (4) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、設計業務の技術上の管理及び統括等を行う者で、受託者が定めた者をいう。
- (5) 「各主任担当技術者」とは、管理技術者の下で、意匠、構造、積算、電気設備、機械設備等の業務（以下「各業務」という。）ごとに、その業務に関する技術者の総括を行う者で、受託者が定めた者をいう。
- (6) 「担当技術者」とは、管理技術者及び各主任担当技術者の下で、各業務ごとに、その業務を行う者で、受託者が定めた者をいう。
- (7) 「契約図書」とは、設計委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計仕様書をいう。
- (8) 「設計仕様書」とは、仕様書、特記事項（特記事項において定める資料及び基準等を含む。）、別冊の図面、設計説明書及びこれらの図書に係る質問回答書をいう。
- (9) 「設計説明書」とは、設計業務の見積合わせ等に参加する者に対して、委託者が当該設計業務の留意事項等を説明するための書面をいう。
- (10) 「特記事項」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (11) 「指示」とは、監督員が受託者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について、書面によって示し実施させることをいう。
- (12) 「報告」とは、受託者が監督員に対し、設計業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (13) 「承諾」とは、受託者が監督員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。
- (14) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者とが対等の立場で合議することをいう。
- (15) 「提出」とは、受託者が監督員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (16) 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等が監督員等と面談により、業務の方針や条件等又は設計内容の疑義を正すことをいう。
- (17) 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文書をいう。ただし、関係規定等で署名又は押印を不要とした文書は、署名又は押印がない場合も有効な書面として取扱う。
- (18) 「協力会社」とは、受託者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。
- (19) 「簡易な業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、模型製作、透視図作成等の業務をいう。
- (20) 「修正」とは、委託者が受託者の責に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に、受託者

- の負担により行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (21) 「検査」とは、契約図書に基づき設計業務完了の確認をすることをいう。

### 2. 3 業務内容の疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

### 2. 4 管理技術者等

- (1) 受託者は、代理人、管理技術者、各主任担当技術者及び担当技術者を定め、委託者に通知しなければならない。
- (2) 代理人と管理技術者は兼ねることが出来る。
- (3) 受託者又は管理技術者は、監督員の指示により、関連する他の設計業務の受託者と十分に協議の上、相互に協力しつつ、設計業務を実施しなければならない。

### 2. 5 提出書類

- (1) 受託者は、本仕様書で別に定めがある場合を除き、監督員の指示する日までに、関係書類の整備を完了し、委託者へ提出する。
- (2) 受託者が、委託者に提出する書類で、様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、監督員がその様式を指示した場合は、これによる。

### 2. 6 資料の貸与及び返却

- (1) 受託者は、敷地測量図、敷地現況図、地盤調査報告書その他設計業務に必要な資料、基準等で委託者が貸与可能と判断したもの（以下「設計資料」という。）については、委託者から借り受けることができる。
- (2) 受託者は、設計資料を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、紛失又は損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において代品を納め若しくは原状に復し返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- (3) 受託者は、設計業務完了時に委託者へ設計資料を返却しなければならない。

### 2. 7 再委託

- (1) 受託者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに設計業務遂行管理（契約書第2条に定める「主要な部分」）については、これを再委託することはできない。
- (2) 受託者は、簡易な業務を除く設計業務の一部を再委託するに当たっては、当該設計業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、協力会社が区の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。
- (3) 受託者は、協力会社の設計業務執行体制、経歴等の概要を委託者に提出しなければならない。
- (4) 受託者は、協力会社に対し、設計業務の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。

### 2. 8 打合せ及び記録

- (1) 受託者は、設計業務を適正かつ円滑に実施するため、監督員と常に密接に連絡をとり、設計業務の方針、条件等の疑義を質すものとし、その内容については、その都度受託者が書面（打合せ議事録）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 受託者は、設計業務の進捗状況に応じて、業務ごとに監督員へ中間の報告をし、十分な打合せを行うものとする。
- (3) 受託者は、監督員から進捗状況等の報告を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

### 2. 9 関連する法令、条例等の遵守

受託者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

### 2. 10 関係官公署への手続き等

- (1) 受託者は、設計業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公署等への手続きの際に協力し

- なければならない。また、受託者は、設計業務を実施するため、関係官公署等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 受託者は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等の法令に基づく申請が必要な場合は、申請に必要な書類の原案を作成し監督員に提出し、また、その申請及び受領に立会わなければならない。
  - (3) 受託者は、関係官公署等との打合せを行った場合は、その内容について、書面（打合せ記録簿）に記録し、監督員に報告しなければならない。

## 2. 1 1 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
  - (3) 低公害・低燃費な自動車に努めること。
- なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

## 2. 1 2 不当介入に対する通報報告

本契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、「中野区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 24 年 8 月 31 日付要綱第 148 号）に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力を行うこと。

# 第 3 章 設計業務の実施

## 3. 1 設計業務の着手

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに設計業務に着手しなければならない。
- (2) 受託者は、設計業務の着手にあたり、契約書、仕様書、特記事項、設計説明書等の内容を十分に把握しなければならない。
- (3) 受託者は、設計業務の着手時に監督員の指示を受け、次に掲げる事項についてその内容を十分に把握しなければならない。
  - ア 施設の整備目的
  - イ 設計条件
  - ウ 仕様書及び適用基準等
  - エ 設計対象概算工事費
  - オ 設計業務の内容
  - カ 意匠、構造、積算、電気設備、機械設備等の各業務の区分
  - キ その他監督員の指示する事項

## 3. 2 設計業務の内容

設計業務の内容は特記事項による。

## 3. 3 設計業務実施計画書

- (1) 受託者は、設計業務実施計画書を契約確定日より 14 日以内に監督員へ提出し、監督員の承諾を受けなければならない。
- (2) 設計業務実施計画書の記載事項は、次のとおりとする。
  - ア 委託概要
  - イ 設計業務体制
  - ウ 2. 4 に定める管理技術者等の通知書
  - エ 設計方針（設計に当たっての考え方、注意点、主な検討項目等）
  - オ 3. 4 に定める設計業務工程表

カ その他、監督員の指示する事項

### 3. 4 設計業務工程表

- (1) 受託者は、監督員と協議のうえ、次の事項を盛り込んだ、設計業務工程表を作成しなければならない。
  - ア 設計業務の進捗予定
  - イ 業務内容及びその報告時期
  - ウ 設備設計を適切に行うために必要な建築図面の範囲及び内容並びに建築図面の概成時期
  - エ 当該設計業務が設計VE又は設計レビュー（以下「設計VE等」という。）の対象である場合は、その実施時期及びその実施に必要な資料の内容
- (2) 受託者は、設計業務工程表の重要な内容を変更する場合は、その都度監督員に変更設計業務工程表を提出しなければならない。
- (3) 受託者は、設計業務工程表又は変更設計業務工程表に基づき設計業務を実施しなければならない。

### 3. 5 設計業務の方針

- (1) 受託者は、「中野区基本計画」（中野区）の実現に向け、その主旨を十分に踏まえた設計業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、設計業務の実施に当たり、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物の発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理について十分検討し、「リサイクル計画書」にとりまとめるものとする。また、対象工事で使用する資材、建設機械、工法及び工事目的物については、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」の規定に従い、業務の趣旨や目的等を踏まえ、同方針に定められた環境物品等の選択に努めなければならない。
- (3) 受託者は、設計業務の実施に当たり「東京都環境基本計画」に基づき、区有建築物をとおしてスマートエネルギー都市の実現や持続可能な資源利用など、環境施策推進すること。
- (4) 受託者は、設計業務の実施に当たり「公共建築物整備の基本指針」の具体化を図り、公共建築物の整備が効率的かつ適正に遂行されるよう努めなければならない。
- (5) 受託者は、監督員と打合せを行い、施設の整備目的やその内容等を十分に把握し、設計業務を遂行しなければならない。
- (6) 受託者は、材料、工法等について、品質、コスト、工期、安全性等の検討を十分に行い、監督員に報告しなければならない。
- (7) 受託者は、設計業務の実施に当たり、特記事項に示す予定工事費をもって適切なコスト管理を行わなければならない。
- (8) 受託者は、設計業務の実施に当たり、「省エネ・再エネ東京仕様」に掲げる環境性能の目標の達成に努めなければならない。
- (9) 受託者は、設計業務の実施に当たり「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」に基づき、すべての人が出来る限り利用可能な建築物の整備へ向け、十分検討し施設利用者に配慮した設計業務を行うこと。
- (10) 受託者は、設計業務の実施に当たり、景観に配慮した区立建築物の整備へ向け、十分検討し、設計業務を行うこと。

### 3. 6 適用基準等

- (1) 受託者は、設計業務の実施に当たっては、特記事項に示す基準等（以下「適用基準等」という。）に基づき行うものとし、これ以外の基準等を使用する場合は、監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、適用基準等により難しい工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。
- (3) 受託者は、設計に係る計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。また、電子計算機によって設計に係る計算を行う場合は、プログラムについて、あらかじめ監督員に報告しなければならない。

### 3. 7 設計内容の詳細化と各業務間の設計内容の調整等

- (1) 受託者は、設計の着手にあたっては、近隣や既存建物等の調査を行うとともに、しゅん功図書



等を確認の上、現場実態を十分に把握し、それぞれに応じた設計及び工事施工に必要となる仮設計書の立案等を行い、可能な限り設計図書の詳細化を図らなければならない。  
特に改修工事や解体工事等の設計に当たっては、建物の状況や既存図面等を十分に調査の上、設計に反映しなければならない。

- (2) 受託者は、設計意図について可能な限りの詳細化を図り、設計図書内（特に設計図）に図示しなければならない。また、仮設計書図や工事工程表等の参考図書についても、可能な限り詳細に記載し、設計及び積算意図の分かり易い設計図書としなければならない。
- (3) 各業務の担当技術者は、各業務間相互の設計内容について十分に打ち合わせを行い、設計内容の調整を行わなければならない。

### 3. 8 設計仕様書等と設計内容が一致しない場合の修正義務

受託者は、設計の内容が設計仕様書又は監督員の指示、若しくは受託者と監督員との協議や打合せの内容に適合しない場合において、監督員から修正を求められたときは速やかに応じなければならない。

### 3. 9 設計VE等の実施

- (1) 受託者は、委託者が設計VE等を実施する場合は、これに協力しなければならない。
- (2) 前項の設計VE等の適用及び内容は特記事項による。

### 3. 10 設計業務の成果物

- (1) 受託者は、設計業務が完了したときは、遅滞なく特記事項に定める成果物を業務完了報告書及び委託完了届とともに監督員に提出しなければならない。
- (2) 業務完了報告書の記載事項は、次のとおりとする。
  - ア 設計概要
  - イ 業務結果内容(設計方針に対する結果等)
  - ウ 3. 4に定める設計業務工程表（実施を朱書きしたもの）
  - エ 納品書
  - オ 協議書
  - カ その他、監督員の指示する事項
- (3) 受託者は、成果物に、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。これにより難しい場合は、その理由を明確にし、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。
- (4) 受託者は、監理業務実施者が、受注者等に適切な指示を行えるよう、意匠、構造、積算、設備等の設計内容等をわかりやすいように整理しなければならない。

### 3. 11 検査

- (1) 受託者は、委託者に対して設計業務の完了を委託完了届により通知するときまでに、特記事項に定める設計等の委託に係る書類を監督員に提出しておかななければならない。
- (2) 受託者は、検査日等の通知があった場合は、その検査に立ち会わなければならない。
- (3) 検査員は、監督員及び管理技術者の立ち会いのうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - ア 設計業務成果物の検査
  - イ 設計業務管理状況の検査（設計業務の状況について、打合せ記録等により検査を行う。）

### 3. 12 支払い

- (1) 部分払の方法は次による。
  - 段階別部分払（支払回数は、1回以内とする。）  
基本設計業務、地盤調査業務、解体工事実施設計業務完了時（2024年度）
- (2) それぞれの運用については、次による。

#### 段階別部分払

- (ア) 請求時期は、発注者の示す標準請求時期を基準として、発注者と協議して定める。
- (イ) 認定率は90%とする。
- (ウ) 残りの額は本業務完了時に請求に基づき支払うものとする。

## 第4章 その他

### 4.1 「業務カルテ」の登録

- (1) 受託者は、特記事項で業務カルテの登録を定められた場合は、公共建築設計者情報システム（以下「PUBDIS」という。）に、当該設計業務の登録手続きを行わなければならない。
- (2) 上記の登録手続きは、業務完了後10日以内に行うものとする。
- (3) 受託者は、上記の登録手続きを行う前に、PUBDISに基づき作成した「業務カルテ」を監督員に提示し、確認を受けなければならない。
- (4) 受託者は、「業務カルテ受領書」の写しを一般社団法人公共建築協会から発行されたら、速やかに監督員に提出しなければならない。

#### 【登録先】

〒104-0033 東京都中央区新川1-24-8 東熱（TN）新川ビル6F  
一般社団法人公共建築協会 公共建築設計者情報センター

### 4.2 守秘義務

- (1) 受託者は、設計業務の遂行に必要な場合を除き、委託者の承諾なく成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧、貸与又は譲渡してはならない。
- (2) 受託者は、積算業務に係る資料については、第三者に漏洩しないよう厳重な管理を行わなければならない。

### 4.3 秘密の保持等

受託者は、本業務を通して知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

## 基本設計業務委託特記事項

### 1 特記事項の適用

本基本設計業務委託特記事項（以下「特記事項」という。）で、□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。また、特記事項に記載されていない事項は、「設計業務委託仕様書」による。

1. 1 件 名 鍋横区民活動センター等整備基本設計・実施設計業務委託

1. 2 委託場所 住居表示:中野区本町四丁目4-4番

地名地番:中野区本町四丁目6-1番14、同番28、6-5番3、同番8

1. 3 契約期間 契約確定の日の翌日から2026(令和8)年1月30日まで

但し、基本設計(案)の提出は2024(令和6)年11月中旬までとする。

### 1. 4 委託業務内容

設計の概要（設計委託に当たり想定する内容）

文化・交流・公益施設 第1類 約2,642㎡

文化・交流・公益施設 第2類 約74㎡

用途  単一用途  複数用途

構造的な区分の可否  可能  不可能

主たる用途(複数用途の場合)  あり  なし

独立運用の可否(複数用途の場合)  可能  不可能

1) 敷地面積 : 1,087.19㎡

2) 建物概要

用途 : 区民活動センター、地域包括支援センター、  
交番、自転車駐車場

構造 : 鉄筋コンクリート造

階数 : 地上5階、地下1階

延べ面積 : 約2,716㎡

3) 駐車場 : 約5台

4) 駐輪場 : 約64台(区民活動センター等)

: 約250台(自転車駐車場)

5) 外構工事(建築基準法第42条2項道路後退部分の整備を含む)

※工事費の予算要求を行うために必要な工事費概算書の提出時期は、  
2025年9月上旬とする。

■新改築・増築工事

難易度による補正の有無

〔総合〕

敷地の特殊性 あり なし

構造種別 木造（小規模なものは除く） 木造以外

〔構造〕

建築物の形状の特殊性 あり なし

敷地の特殊性 あり なし

特殊な解析、性能検証等 あり なし

特殊な構造（国土交通大臣の認定を要するものを除く。） あり なし

免震建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。） あり なし

構造種別 木造（小規模なものは除く） 木造以外

〔設備〕

敷地の特殊性 あり なし

特別な性能を有する設備 あり なし

■その他

「鍋横区民活動センター等整備基本計画」を十分に踏まえた設計とすること。

建築物の類型

国土交通省告示第98号（平成31年1月21日施行）別添二に掲げる建築物の類型  
（12.文化・交流・公益施設）

予定工事費

約1,405,970,000円（新築工事・解体工事）

建設予定工期

2026(令和8)年7月から2028(令和10)年8月まで（新築工事・解体工事）

## 2 設計業務の内容

設計業務の内容は、下表に掲げる(1)から(7)までとする。

また、設計成果物納品リストは、別表1のとおりとする。

項目	業務内容	
(1) 設計条件等の整理	① 条件整理	耐震性能・設備機能の水準など、建築主から提示される様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	② 設計条件変更等の場合の協議	監督員から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合、内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、監督員に説明を求め又は監督員と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	① 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	② 建築確認申請に係る関係機関との打ち合わせ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4) 基本設計方針の策定	① 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	② 基本設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
(5) 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、監督員と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6) 概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工費費内訳明細書、数量調査を除く。以下同じ。）作成する。
(7) 基本設計内容の監督員への説明等		基本設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を監督員に提出し、監督員に対して、設計意図（当該設計に関する設計者の考え。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

必要な項目は、以下のアからオまでに掲げるもののうち、必要な項目は■印のものとする。

ア 次に掲げるものを内容とする計画説明書及び設計概要書の作成

- 建築（意匠）の計画概要及び設計概要
- 建築（構造）の計画概要及び設計概要
- 設備の計画概要及び設計概要
- 仕様概要書及び仕上げ表
- 設計経過
- 工事費概算書
- 工程計画の概要（工事予定工程表含む）

- 新築・改築・増築における工事予定工程表の作成に当たっては、(一社)日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラムに基づき作成する。

- 建物の用途・規模・施工条件等により適切に工事予定工程表を作成する。

#### イ 次に掲げるものを内容とする基本設計図の作成

- 実施設計の基本となる配置図、各階平面図、立面図、断面図及び設備概要図

#### ウ その他基本設計に必要な業務

- 環境配慮チェックシートの作成

評価は、東京都建築物環境配慮指針におけるエネルギーの使用の合理化の分野のうち、「建築物の熱負荷の低減」、「再生可能エネルギーの利用」及び「省エネルギーシステム」の3項目で行い、いずれの項目でも最高評価「段階3」を目指す。

- 省エネ・再エネ東京仕様導入表の作成

- リサイクル計画書の作成

- 「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」(最新版を適用のこと)に基づく(ア)から(ウ)までのチェックリストを作成(リサイクル計画書に添付)し、あらかじめ監督員に説明を行い、確認を受けた上で提出しなければならない。

また、環境物品等(特別品目)使用予定チェックリスト(財務局最新年度版)において、「原則として使用する品目」については、これを使用した設計を原則とする。

- (ア)環境物品等(特別品目)使用予定チェックリスト(財務局最新年度版)

- (イ)環境物品等(特定調達品目)使用予定チェックリスト(財務局最新年度版)

- (ウ)環境物品等(調達推進品目)使用予定チェックリスト(財務局最新年度版)

- 都立建築物のユニバーサルデザイン導入計画書【基本設計】の作成

- 都立建築物のユニバーサルデザインチェックリストの作成

- 景観配慮計画書の作成

- 新築・改築・増築設計における景観配慮計画書の作成に当たっては、以下の基準に基づき作成する

① 景観に配慮した都立建築物のあり方報告書(東京都財務局)

② 公共事業の景観づくり指針(東京都都市整備局)

③ 大規模建築物等景観形成指針(東京都都市整備局)

- 設計内容の適正化及びコスト管理チェック表<<基本設計>>の作成

- 設計レビューへの協力業務(別記による)

- 打合せ記録簿の作成

- 公共建築設計者情報システムの登録書(写し)

- 成果品の電子データを収めたCD-Rの作成

#### エ 追加業務

- 透視図の作成

外観(周囲の街区等の景観を含む。)鳥瞰図...1...枚、見上げ図.....枚

内観...1...枚(サイズ...A2...、特記事項...カラー...)

- 模型製作

縮尺（1／200）、主要材料（スチレンボード、色紙・デザイン紙貼り）  
ケースの有無（...有...）材質（アクリル樹脂）

- 省エネルギー計算書の作成（モデル建物法 BPI<sub>m</sub>／BEI<sub>m</sub>）  
300㎡以上の新築、改築
- 設計 VE への協力業務（別記による）
- 土地利用の履歴等調査
  - 土地利用履歴調査を実施し、届出書を作成の上、届出を行う。また土壤汚染対策法に基づく届出を行う。
- ZEB 実現に向けた仕様の検討
  - 「脱炭素社会の実現に向けた区有施設整備方針」に基づき ZEB Ready の認証取得ができるように各種仕様を検討する。ZEB 導入・未導入の場合のエネルギー使用量、CO<sub>2</sub>排出量、コスト（改修費用、メンテナンス、光熱費等）の比較による経済性の評価を行う。

#### オ 特別依頼業務

- デジタルテレビ放送受信障害予測調査（机上検討、報告書）
- 石綿含有分析調査

材料の種類	箇所数	備考

- .....

### 3 現場実態の把握

受託者は、設計に当たり、設計の対象となる敷地や現況建物、近隣等の調査を行うとともに、既存図面やしゅん功図書等を確認し、現場の実態を十分に把握の上、設計に反映しなければならない。

特に改修工事や解体工事等におけるアスベスト含有建材の有無については、現場や既存図面等を十分に調査の上、設計に反映するものとし、別に分析調査等が必要な場合は監督員と協議すること。

### 4 プロポーザル方式により調査業務を受託した場合の業務履行体制

受託者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

### 5 適用基準等

受託者は、次に示す基準等に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。（各基準類の制定年月日については、監督員と打合せること。）

- ア 共通（建築・電気設備・機械設備）
  - ・ 公共建築物整備の基本指針（財務局）

- ・ 東京都建設リサイクルガイドライン
- イ 建築
  - ・ 東京都建築工事標準仕様書
  - ・ 構造設計指針・同解説（財務局）
- ウ 電気設備
  - ・ 東京都電気設備工事標準仕様書
- エ 機械設備
  - ・ 東京都機械設備工事標準仕様書

## 6 成果物等及び提出部数

設計業務の成果物等及び提出部数は別表による。

## 7 説明会等

- ア 受託者は、設計業務の前期に基本設計を行い、基本設計図書を委託者に提出する。
- イ 受託者は、提出された基本設計図書を内定（庁内合意）する際に行う説明会、及び近隣住民に対する説明会等を実施するにあたり、委託者に協力しなければならない。
- ウ 受託者は、区担当者の求めに応じ説明会等に参加し、協力しなければならない。
- エ 説明会等事項の取扱い
  - 受託者は、監督員の指示により、設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うものとする。また、監督員の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を監督員に報告し指示を受けるものとする。



別表1 (設計成果物納品リスト)

成 果 物 等	部 数	電子データ	備 考
■ 業務実施計画書	1部	○	
■ 業務完了報告書	1部	○	
■ 基本設計書(別表2に掲げる成果図書)製本	1部	○	
■ 環境配慮チェックシート	1部	○	
■ 省エネ・再エネ東京仕様導入表	1部	○	
■ リサイクル計画書	1部	○	
■ 環境物品等チェックリスト	1部	○	
■ 都立建築物ユニバーサルデザイン導入計画書【基本設計】	1部	○	
■ 都立建築物ユニバーサルデザイン 導入チェックリスト	1部	○	
□ 景観配慮計画書			
■ 設計内容の適性化及びコスト管理チェック表《基本設計》	1部	○	
□ 設計レビュー資料			
■ 打合せ記録簿(監督員、建築確認申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ)	1部	○	
□ PUBDIS 登録書(写し)			
■ 成果品の電子データを収めたCD-R	1部	○	
■ 透視図	1部	○	
□ 模型・写真( カット)			
□ 省エネルギー計算書			
□ 設計VE資料			
□ 土地利用の履歴等調査			
■ ZEB 仕様比較検討表	1部	○	
□ デジタルテレビ放送受信障害予測調査報告書			
□ 石綿含有分析調査報告書			

※ 必要な成果品の部数、電子データが必要なものは○印をつける。

(注)

- 電子データの項に○印のついた項目については、原則として電子データも併せて提出する。
- 電子データの作成範囲については、設計業務着手時に監督員と協議する。
- 基本設計方針説明書等は、区の指定する様式の有無を確認すること。
- 基本設計図等は、CADで作成する。使用ソフトは、「JW-CAD」 for windows (SXF対応 拡張線色・線種は使用しない)とする。また、線種・線幅・線色・文字サイズは、JW-CADの標準設定とする。  
他のCADソフトからJW-CADに変換を行う場合は、誤変換の無いことを設計の途中段階で検証し、誤変換がある場合はその修正を含め納期内に成果品を提出する。
- 成果品は紙媒体に代えて電子納品とすることができる。電子納品とする場合は、監督員と、電子納品する対象物、媒体の種類、データのファイル形式、検査時の対応方法などについて事前に協議を行うこと。なお、電子納品にあたっては、「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」を準用するものとする。

別表2（基本設計書）

設計の種類		成果図書
(1) 総合		①計画説明書 ②仕様概要書 ③仕上表（概略） ④面積表及び求積図 ⑤案内図 ⑥配置図 ⑦平面図（各階） ⑧立面図 ⑨断面図 ⑩透視図の写し（鳥かん外観、室内等で作成の場合） ⑪設備計画図 ⑫工事費概算書 ⑬工事予定工程表
(2) 構造		①構造計画説明書 ②構造設計概要書 ③工事費概算書
(3) 設備	(i) 電気設備	①電気設備計画説明書 ②電気設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
	(ii) 給排水衛生設備	①給排水衛生設備計画説明書 ②給排水衛生設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
	(iii) 空調換気設備	①空調換気設備計画説明書 ②空調換気設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
	(iv) 昇降機等	①昇降機等計画説明書 ②昇降機等設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
(4) その他		①その他検討資料

- 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 3 「①計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する内容。
- 4 「②設計概要書」には、仕様概要及び設計方針（各種比較検討等の検証含む）に関する内容。
- 5 (2) 及び (3) に掲げる成果図書は、(1) に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
- 6 「(iv) 昇降機等」には、機械式駐車場を含む。

## 実施設計業務委託特記事項

### 1 特記事項の適用

本実施設計業務委託特記事項（以下「特記事項」という。）で、□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。また、特記事項に記載されていない事項は、「設計業務委託仕様書」による。

1. 1 件 名 鍋横区民活動センター等整備基本設計・実施設計業務委託

1. 2 委託場所 住居表示：中野区本町四丁目44番

地名地番：中野区本町四丁目61番14、同番28、65番3、同番8

1. 3 契約期間 契約確定の日の翌日から2026(令和8)年1月30日まで

但し、解体工事実施設計は2025(令和7)年3月中旬までとする。

### 1. 4 委託業務内容

設計の概要（設計委託に当たり想定する内容）

文化・交流・公益施設 第1類 約2,642㎡

文化・交流・公益施設 第2類 約74㎡

用途  単一用途  複数用途

構造的な区分の可否  可能  不可能

主たる用途(複数用途の場合)  あり  なし

独立運用の可否(複数用途の場合)  可能  不可能

1) 敷地面積 : 1,087.19㎡

2) 建物概要

用途 : 区民活動センター、地域包括支援センター、  
交番、自転車駐車場

構造 : 鉄筋コンクリート造

階数 : 地上5階、地下1階

延べ面積 : 約2,716㎡

3) 駐車場 : 約5台

4) 駐輪場 : 約64台(区民活動センター等)

: 約250台(自転車駐車場)

5) 外構工事(建築基準法第42条2項道路後退部分の整備を含む)

※工事費の予算要求を行うために必要な工事費概算書の提出時期は、

2025年9月上旬とする。

■新改築・増築工事

難易度による補正の有無

〔総合〕

敷地の特殊性 あり なし

構造種別 木造（小規模なものは除く） 木造以外

〔構造〕

建築物の形状の特殊性 あり なし

敷地の特殊性 あり なし

特殊な解析、性能検証等 あり なし

特殊な構造（国土交通大臣の認定を要するものを除く。） あり なし

免震建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。） あり なし

構造種別 木造（小規模なものは除く） 木造以外

〔設備〕

敷地の特殊性 あり なし

特別な性能を有する設備 あり なし

改修工事 設備改修工事 解体工事

解体建築物：鍋横区民活動センター分室

①区民活動センター 木造 2階建て 約162㎡

②付属建築物及び工作物 1式

③囲障及び樹木 1式

④自転車駐車場 1式

⑤時間貸し駐車場 1式

既存図面の有無：紙図面あり CADデータあり 既存図面なし

積算に使用できる既存数量調書・内訳明細書：あり なし

事業を継続させながら行う工事：対象 非対象

発電設備：あり なし

空調設備：あり なし

昇降機設備：あり なし

簡易な外壁等改修工事：あり なし

解体・グラウンド整備等工事：あり なし

その他

・「鍋横区民活動センター等整備基本計画」を十分に踏まえた設計とすること。

・基本計画において作成したZEB仕様比較検討表の内容を十分に踏まえた設計とすること。

建築物の類型

国土交通省告示第98号（平成31年1月21日施行）別添二に掲げる建築物の類型

（12.文化・交流・公益施設）

予定工事費

約 1,405,970,000 円 (新築工事・解体工事)

建設予定工期

2026(令和 8)年 7 月から 2028(令和 10)年 8 月まで (新築工事・解体工事)

1. 5 建築基準法に基づく計画通知の要否

■計画通知(建築物)必要 (別記による)

代表となる設計者 ( ■受託者 □工事主管課長 )

計画通知の申請予定日 ..... 2025(令和 7)年 10 月中旬予定

□計画通知(建築物)不要

1. 6 建築基準法に基づく許可申請の要否

■管理小屋、トイレの仮設建築物許可申請(法 85 条 5 項)

代表となる設計者 ( ■受託者 □工事主管課長 )

計画通知の申請予定日 ..... 2025(令和 7)年 10 月中旬予定

2 業務の内容

実施設計業務(以下「設計業務」という。)の内容は、下表に掲げる業務内容に基づきアからエまでとする。

また、設計成果物は、別表 1 のとおりとする。なお、作成図面の内訳及び縮尺は別表 2 の図面内訳を標準とし、その詳細は業務着手時に監督員と協議しなければならない。

項目	業務内容	
(1) 要求等の確認	① 監督員の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、監督員の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	② 設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、監督員の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変化が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、監督員と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ	① 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	② 建築確認申請に係る関係機関との打合わせ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について、関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 実施設計方針の策定	① 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造、設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	② 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、監督員と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	③ 実施設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、監督員に対して説明する。

(4) 実施設計図書の作成	① 実施設計図書の作成	<p>実施設計方針に基づき、監督員と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。</p> <p>なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工期、仮設計画、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的かつ詳細に表現する。</p>
	② 建築確認申請図書の作成	<p>所管の官公庁等との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。</p>
(5 概算工事費の検討)		<p>実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。</p>
(6 実施設計内容の監督員への説明等)		<p>実施設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。</p> <p>また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を監督員に提出し、監督員に対して、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。</p>

アからエまでに掲げるもののうち、必要な項目は■とする。

ア 次に掲げる実施設計図及び計算書等の作成

■ 設計図の原図 (A1 電子データ)

■ 建築意匠設計図

■ 建築構造設計図

■ 仮設計画面

■ 工事工程表

■ 新築・改築・増築における工事予定工程表の作成に当たっては、(一社)日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラムに基づき作成する

□ 建物の用途・規模・施工条件等により適切に工事予定工程表を作成する

■ 電気設備設計図

■ 機械設備設計図

■ A1 を A3 に縮小した原図 (電子データを出力したもの1部)

□ 製本 (.....部)

■ 縮小製本 (建築 8 部、電気設備 5 部、機械設備 5 部、解体 8 部)

■ 当該設計対象施設の工事に係る特記仕様書

■ 構造計算書

■ 設備設計計算書

■ 打合せ記録簿の作成

■ 委託業務に関する協議書の作成

■ 公共建築設計者情報システムの登録書 (写し)

イ その他実施設計に必要な業務

■ 建物保全データの作成

既存施設の改修工事の場合は、監督員から当該既存施設の機器情報等を取り込

んだ「建築保全データ（エクセル様式）」を受領し、データの更新を行うこと。

新・改築工事の場合は、>財務局ホームページ>建築工事と建物保全>建物保全データについて、からダウンロードしてデータを作成すること。

(<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kentikuhozen/220521tatemonohozen.html>)

■ 環境配慮チェックシートの作成

評価は、東京都建築物環境配慮指針におけるエネルギーの使用の合理化の分野のうち、「建築物の熱負荷の低減」、「再生可能エネルギーの利用」及び「省エネルギーシステム」の3項目で行い、いずれの項目でも最高評価「段階3」を目指す。

■ 省エネ・再エネ東京仕様導入表の作成

■ リサイクル計画書の作成

■ 再生資源利用計画書の作成—建設資材搬入工事用

■ 再生資源利用促進計画書の作成—建設副産物搬出工事用

■ 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（最新版を適用のこと）に基づく（ア）から（ウ）までのチェックリストを作成（リサイクル計画書に添付）し、あらかじめ監督員に説明を行い、確認を受けた上で提出しなければならない。

また、環境物品等（特別品目）使用予定チェックリスト（東京都都市整備局）の分類において、「原則として使用する品目」については、これを使用した設計を原則とする。

（ア）環境物品等（特別品目）使用予定チェックリスト（東京都都市整備局）

（イ）環境物品等（特定調達品目）使用予定チェックリスト（東京都都市整備局）

（ウ）環境物品等（調達推進品目）使用予定チェックリスト（東京都都市整備局）

■ 都立建築物ユニバーサルデザイン導入整備書【実施設計】の作成

■ 都立建築物ユニバーサルデザイン導入ガイドラインチェックリストの作成

□ 景観配慮整備書の作成

新築・改築・増築設計における景観配慮整備書の作成に当たっては、以下の基準に基づき作成する

① 景観に配慮した都立建築物のあり方報告書（東京都財務局）

② 公共事業の景観づくり指針（東京都都市整備局）

③ 大規模建築物等景観形成指針（東京都都市整備局）

■ 設計内容の適正化及びコスト管理チェック表<<実施設計>>の作成

□ 設計レビューへの協力業務（別記による）

■ 成果品の電子データを収めたCD-Rの作成

ウ 追加業務

■ 工事費概算書の作成

※ 積算資料の作成は原則としてRIBCによる。（RIBC（リビック）とは、（財）建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」をいう。）

■ 数量積算書

■ 工種別積算チェックリスト

■ 見積比較表

■ 見積書

■ 単価適用根拠（物価本等写）

- 建築基準法等関係法令に基づく必要な図書の作成及び申請業務（別記による）
  - 仮設建築物の設計及び関係法令に基づく申請業務
    - 管理小屋・トイレ(自転車駐車場)
  - 許認可申請図書の作成及び申請業務
- 
- 評定申請図書の作成及び申請業務
- 
- 省エネルギー計画書の作成及び申請業務（モデル建物法 BPI<sub>m</sub>/BEI<sub>m</sub>）
    - 300 m<sup>2</sup>以上の新築、改築、増築
  - 建築物環境計画書の作成及び申請業務
  - 緑化計画書の作成、現地調査及び申請業務
  - 条例等に基づく必要な資料の作成及び届出業務
    - 中野区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
    - 中野区みどりの保護と育成に関する条例
    - 中野区雨水流出抑制施設設置指導要綱第 5 条
    - 中野区生活道路の拡幅整備に関する条例
    - 中野区自転車等放置防止条例
  - 透視図の作成（アルミフレーム額入り）
    - 外観【周囲の街区等の景観含む】（鳥瞰図...1...枚、見上げ図...1...枚）
    - 内観...3...枚（サイズ...A2...、特記事項...カラー...）
  - 模型製作
    - 縮尺（1/2.0.0又は1/4.0.0）、主要材料（スチレンボード、色紙・デザイン紙貼り）
    - ケースの有無（有）及び材質（アクリル樹脂）
  - 省エネルギー計算書の作成（モデル建物法 BPI<sub>m</sub>/BEI<sub>m</sub>）
    - 大規模改修
  - 国庫補助申請に係る関係資料の作成（.....省補助）
  - 設計 VE への協力業務（別記による）
  - ZEB Ready の認証取得に係る資料の作成及び申請業務
    - 基本設計で検討した仕様を省エネルギー計算（モデル建物法）で確認し、導入する仕様の精査及び詳細検討を行う。その後認証取得できるよう資料作成を行い、申請手続きを行う。

## 工 特別依頼業務

- デジタルテレビ放送受信障害予測調査（別記による）
- 石綿含有分析調査

材料の種類	箇所数	備考
成形板、吹付材 等	10 検体程度	

- 土地利用履歴調査
  - 土地利用履歴調査を実施し、届出書を作成の上、届出を行う。また土壌汚染



対策法に基づく届出を行う。

### 3 現場実態の把握

受託者は、設計に当たり、設計の対象となる敷地や現況建物、近隣等の調査を行うとともに、既存図面やしゅん功図書等を確認し、現場の実態を十分に把握の上、設計に反映しなければならない。

特に改修工事や解体工事等におけるアスベスト含有建材の有無については、現場や既存図面等を十分に調査の上、設計に反映するものとし、別に分析調査等が必要な場合は監督員と協議すること。

### 4 プロポーザル方式により調査業務を受託した場合の業務履行体制

受託者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

### 5 適用基準等

受託者は、次に示す基準等に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。なお、次に示す基準等は監督員に貸与を受けること。

#### ア 共通（建築・電気設備・機械設備）

- ・ 公共建築物整備の基本指針（財務局）
- ・ 東京都建設リサイクルガイドライン（東京都）
- ・ 施工条件明示の手引き（財務局）

#### イ 建築

- ・ 東京都建築工事標準仕様書（東京都）
- ・ 構造設計指針・同解説（財務局）

#### ウ 電気設備

- ・ 東京都電気設備工事標準仕様書（東京都）
- ・ デジタルテレビ放送受信障害対策処理要領（財務局）

#### エ 機械設備

- ・ 東京都機械設備工事標準仕様書（東京都）

### 6 電子データで提出された設計図書の利用許諾

委託者は、受託者から電子データで提出された設計図書を、当該設計による事業のため、次に利用することができるものとする。

ア 工事発注時に入札参加希望者に対し、電子データを貸与（工事費積算用として）

イ 工事施行時に受注者に対し、電子データを貸与（施工図及びしゅん功図等の作成用として）

### 7 入札時VE（技術提案型競争入札方式）への協力

受託者は、設計業務完了後に当該設計による工事の入札時VE（技術提案型競争入札方式）が実施される場合は、委託者が行う提案の検討に協力しなければならない。

## 8 成果物等及び提出部数

設計業務の成果物等及び提出部数は別表1による。

## 9 説明会等

ア 受託者は、実施設計を行い、実施設計図書を委託者に提出する。

イ 受託者は、提出された実施設計図書を内定（庁内合意）する際に行う説明会、及び近隣住民に対する説明会等を実施するにあたり、委託者に協力しなければならない。

ウ 受託者は、区担当者の求めに応じ説明会等に出席し、協力しなければならない。

エ 説明会等事項の取扱い

受託者は、監督員の指示により、設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うものとする。また、監督員の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を監督員に報告し指示を受けるものとする。

## 別記 デジタルテレビ放送受信障害予測調査

- 受託者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴う地上デジタルテレビ放送（以下「地デジ」という。）受信障害の範囲を技術的に予測し、障害対策の実施を円滑に遂行するため、地デジ受信の現況調査を実施しなければならない。

現況調査は、机上検討と現地調査により実施する。

### 1 机上検討

- 地デジ電波の受信状況想定
- 地デジ電波の送信状況
- 高層建物及び住宅等の分布状況
- 地形の状況

### 2 現地調査

(1) 調査地点            調査地点数    ..4... 点

#### (2) 調査内容

##### ア 地デジ電波の受信状況調査

##### (ア) 対象テレビ電波

対象地域で受信可能なすべての地上デジタルチャンネル

##### (イ) 調査項目

- 受信レベル
- 受信画像評価
- ビット誤り率
- 品質評価
- 個別受信、CATV 等の受信形態

##### イ 建物の現況及び今後の見込み

##### ウ 地形の状況変化

### 3 報告書類及び提出部数

- (1) 報告書 [(社) 日本 CATV 技術協会の「技術審査済」の捺印付] ----- 1 部
- (2) 各調査地点におけるチャンネル別の受信状況 (調査結果一覧表) ----- 1 部
- (3) 各調査地点における画像写真  
(チャンネル別・カラー写真、ファイル綴じ) ----- 1 部
- (4) 影響範囲の予測地域図 ----- 1 部
- (5) 提言書 (調査結果の説明及び障害解消対策についての意見書) ----- 1 部

### 4 主任技術者の選任届及び資格

受託者は、総務大臣認定「第一級 CATV 技術者」又は相当の資格を有する者の中から、調査に関する総合管理をつかさどる主任技術者を定め、書面をもって氏名を届け出なければならない。

## 別記 計画通知等申請図書の作成及び手続き業務

- 受託者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴う建築基準法等関係法令に適合させた図書の作成を行い、申請手続きを行わなければならない。

### ア 計画通知等の申請図書の作成

- (ア) 受託者は、その責任において建築基準法等関係法令に適合する図書を完成させなければならない。
- (イ) 計画通知やそれに伴う許認可、構造計算適合性判定及び省エネ適合性判定（以下「計画通知等」という。）の申請後、「適合しない旨の通知」若しくは「決定できない通知」等が交付された場合などの設計内容のかしは、受託者の責任において、修補させなければならない。  
なお、これらにかかる再申請の手数料は、受託者の負担とする。

### イ 計画通知等の申請手続き業務

- (ア) 受託者は、計画通知等の申請手続き（提出、説明、照合、受領業務）を行わなければならない。
- (イ) 構造計算適合性判定を伴う場合について、指定構造計算適合性判定機関は、原則として、以下の機関から選定するものとする。  
なお、他の機関を選定する場合には、監督員と協議を行い承諾を得るものとする。
  - ・東京都防災・建築まちづくりセンター
  - ・日本建築センター
- (ウ) 省エネ適合性判定を伴う場合は、計画通知を所管する行政庁又は登録省エネ判定機関のどちらを選択しても良いものとする。
- (エ) 構造計算適合性判定の申請は、原則として、計画通知の審査期間における意匠審査、設備審査、構造審査を受けた後、指摘事項に対しての修正後に行うものとする。
- (オ) 当初の計画通知の申請手数料は、受託者の負担とする。
- (カ) 構造計算適合性判定及び省エネ適合性判定の申請手数料は、受託者の負担とする。

- 受託者は、経済産業省資源エネルギー庁「ZEB ロードマップ検討委員会とりまとめ」（平成27年12月）によるZEBの定義・評価方法に基づいた50%以上の省エネ（ZEB Ready）を達成し認証取得できるよう資料作成を行い、申請手続きを行わなければならない。

### ア ZEB Readyの認証における申請手続き業務

- (ア) 受託者は、BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）による評価認証を取得することを前提とし検証を行うものとする。またそれに関する申請手続き（提出、説明、照合、受領業務）を行わなければならない。
- (イ) 当初のZEB Readyに関する申請手数料は、受託者の負担とする。

別表1 設計成果物納品リスト（その1）

	対象	成果物等	提出部数	電子データ	仕様・備考	
業務実施計画書	■	委託概要	1	○	承諾申請書として提出。 変更があった場合、その都度提出すること。	
		設計業務体制及び技術者届				
		設計方針				
		設計業務工程表				
		その他				
設計図書	<input type="checkbox"/>	設計図の原図（A1）	1	○	電子データ	
	<input checked="" type="checkbox"/>	A1をA3に縮小した原図				
	<input type="checkbox"/>	製本	※1	○		
	<input checked="" type="checkbox"/>	縮小製本				
	<input checked="" type="checkbox"/>	特記仕様書				
計算書	<input checked="" type="checkbox"/>	構造計算書	1	○	(計画通知と兼ねることができる)	
	<input checked="" type="checkbox"/>	設備設計計算書	1	○		
積算	<input checked="" type="checkbox"/>	工事費概算書	1	○	RIBCデータ	
	<input checked="" type="checkbox"/>	数量積算書	1	○		
	<input checked="" type="checkbox"/>	工種別積算チェックリスト	1	○		
	<input checked="" type="checkbox"/>	見積比較表	1	○		
	<input checked="" type="checkbox"/>	見積書	1	○		
	<input checked="" type="checkbox"/>	単価適用根拠（物価本等写）	1	○		
行政届出	<input checked="" type="checkbox"/>	建築基準法等関係法令に基づく図書	1	○		
	<input checked="" type="checkbox"/>	仮設建築物の申請図書	1	○		
	<input type="checkbox"/>	許認可申請図書				
	<input type="checkbox"/>	評定申請図書				
	<input checked="" type="checkbox"/>	省エネルギー計画書	1	○		(300㎡以上)
	<input checked="" type="checkbox"/>	建築物環境計画書	1	○		(2,000㎡以上)
	<input checked="" type="checkbox"/>	緑化計画書	1	○		(敷地1,000㎡以上)
	<input type="checkbox"/>	土地利用の履歴等調査届出書				
	<input type="checkbox"/>	土地の形質変更に関する届出				
業務書類	<input checked="" type="checkbox"/>	打合せ記録簿（監督員、建築確認申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ）	1	○	PDF	
	<input checked="" type="checkbox"/>	PUBDIS登録書（写し）	1	○		
業務完了報告書	■	設計概要	1	○		
		業務結果内容				
		業務工程表（実施を朱書き）				
		納品書				
		協議書				
		その他				

※（必要な成果品を■にして提出部数を入力し、電子データが必要なものは○印をつける）

※1 縮小製本については、A3判とし建築意匠図(昇降機設備図含む)、建築構造図、電気設備図、機械設備図、解体設計図に分冊したものを製本すること。部数については下記とする。協議により変更する場合はこの限りではない。

- ・ 建築意匠図(昇降機設備図含む)、建築構造図、解体設計図 : 各8部
- ・ 電気設備図、機械設備図 : 各5部
- ・ 特記仕様書及び参考数量表 : 協議による

別表1 設計成果物納品リストその2

対象	成果物等	提出部数	電子データ	仕様・備考
■	建物保全データ	1	○	
■	環境配慮チェックシート	1	○	
■	省エネ・再エネ東京仕様導入表	1	○	
■	リサイクル計画書	1	○	
■	再生資源利用計画書－建設資材搬入工事用	1	○	
■	再生資源利用促進計画書－建設副産物搬出工事用	1	○	
■	環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト(財務局最新年度版)	1	○	特別品目を選択した場合
■	環境物品等(特定調達品目)使用予定(実績)チェックリスト(財務局最新年度版)	1	○	調達推進品目を選択した場合
■	環境物品等(調達推進品目)使用予定(実績)チェックリスト(財務局最新年度版)	1	○	特定調達品目を選択した場合
■	都立建築物ユニバーサルデザイン導入整備書【実施設計】	1	○	
■	都立建築物ユニバーサルデザイン導入ガイドラインチェックリスト	1	○	
□	景観配慮整備書			
■	設計内容の適正化及びコスト管理チェック表 《実施設計》	1	○	
□	設計レビュー資料			
■	成果品の電子データを収めたCD-R	1		別に定める仕様による
■	透視図	1	○	JPEG
■	模型	1	○	
□	省エネルギー計算書			大規模改修
□	国庫補助申請に係る関係資料			
□	設計VE資料			
■	ZEB Readyの認証取得に係る資料	1	○	
■	デジタルテレビ放送受信障害予測調査報告書	1	○	
■	石綿含有分析調査報告書	1	○	

※(必要な成果物を■にして提出部数を入力し、電子データが必要なものは○印をつける)

(注)

- 電子データの項に○印のついた項目については、原則として電子データも併せて提出する。
- 電子データの作成範囲については、設計業務着手時に監督員と協議する。
- 実施設計図等は、CADで作成する。使用ソフトは、「JW-CAD」 for windows (SXF対応拡張線色・線種は使用しない)とする。また、線種・線幅・線色・文字サイズは、JW-CADの標準設定とする。  
他のCADソフトからJW-CADに変換を行う場合は、誤変換の無いことを設計の途中段階で検証し、誤変換がある場合はその修正を含め納期内に成果品を提出する。
- 成果品は紙媒体に代えて電子納品とすることができる。電子納品とする場合は、監督員と、電子納品する対象物、媒体の種類、データのファイル形式、検査時の対応方法などについて事前に協議を行うこと。なお、電子納品にあたっては、「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」を準用するものとする。



		図 面	標準縮尺	備 考
電気設備設計図	電気	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 全体配置図  その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる。	図面枚数が少ない場合は省略 同上
		屋外設備配線図（平面図）	縮尺は建築図に準ずる。	
		機器仕様書		
		機器姿図		
		結線図		
		機器配置・配線図（平面図）	縮尺は建築図に準ずる。	
		系統図、システムブロック図		
		空配管図（平面図）	縮尺は建築図に準ずる。	
		分電盤回路表		
		制御盤回路表		
その他「通信・情報」に掲げる図表				
通信・情報		表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 全体配置図（平面図）  屋外設備配線図（平面図）  機器仕様書	縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。	図面枚数が少ない場合は省略 同上
		機器姿図 系統図、システムブロック図 構内配線図 （通信・情報設備空配管図） 機器配置図（平面図）  機器設置場所一覧表（卓上電話機等の固定設置しない機器がある場合） その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。	

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。



		図 面	標準縮尺	備 考
機械設備設計図	給排水衛生・ガス	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図  機器表 器具表 系統図 屋外設備図  平面図（各階）  詳細図・断面図  その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる           縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上           便所・機械室等
	空調	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図  機器表 系統図（ダクト） 平面図（ダクト）（各階）  系統図（配管） 平面図（配管）（各階）  自動制御設備 機器表・システム 図・動作ブロック図・平面図（各階）  詳細図・断面図  その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる           縮尺は建築図に準ずる           縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上           必要に応じて屋外設備図を作成           必要に応じて屋外設備図を作成           機械室等
昇降機設備設計図	昇降機	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図  仕様一覧表 平面詳細図  出入口詳細図  昇降路断面図  かご室内詳細図 監視設備詳細図 設置平面図・設置断面図  その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる           縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる           縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上           機械室平面図含む           監視盤図、配線図等含む エスカレーター設備の場合

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

地盤調査委託仕様書及び

地盤調査委託特記事項

# 目 次

第1章	総測	
1節	一般事項	1
2節	調査方法	4
3節	報告書及び提出書類	5
第2章	調査仕様	
1節	オーガーボーリング	8
2節	ボーリング	8
3節	試掘	9
4節	サウンディング	9
5節	サンプリング	11
6節	自然水位の測定	11
7節	土質試験	11
第3章	試験・測定	
1節	平板載荷試験	12
2節	孔内水平方向載荷試験	14
3節	間隙水圧、地下水位の測定	14
4節	CBR 試験	15
5節	自然湧出ガス調査	16
6節	その他の試験等	16
第4章	調査結果の整理及び考察	
1節	一般事項	16
2節	報告事項及び考察事項	16

# 第1章 総 則

## 1節 一般事項

1.1.1  
適用範囲

1. 本仕様書は、中野区が施行する地盤調査委託に適用する。
2. 調査は、設計図書に従い行う。
3. 設計図書間に相違がある場合の優先順位は次の(1)から(5)までの順番のとおりとし、これにより難しい場合は、「1.1.10 疑義に対する協議等」による。
  - (1) 質問回答書(2)から(5)までに対するもの
  - (2) 設計説明書
  - (3) 特記事項
  - (4) 図面
  - (5) 本仕様書

1.1.2  
用語の定義

- 本仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。
- ア 「受託者」とは、地盤調査業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- イ 「監督員」とは、発注者が監督員として受託者に通知した中野区職員で、契約図書に定められた範囲内において受託者又は主任技術者に対する指示、承諾、協議、調査業務の進捗状況の確認及び設計図書に記載された内容の履行状況の確認等の職務を行う者をいう。
- ウ 「代理人」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使する者で、受託者が定めた者をいう。
- エ 「主任技術者」とは、契約の履行に関し、調査業務の技術上の管理および統括等を行う者で、受託者が定めたものをいう。
- オ 「契約図書」とは、委託契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書をいう。
- カ 「設計図書」とは、本仕様書(本仕様書において定める資料及び基準等を含む。)、別冊の図面、設計説明書及びこれらの図書に係る質問回答書をいう。
- キ 「特記」とは、「1.1.1 適用範囲3(1)から(4)に指定された事項をいう。
- ク 「指示」とは、監督員が受託者に対し、調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- ケ 「提出」とは、受託者が監督員に対し、調査業務に係る書面又はその他の資料を説明し、それを差し出すことをいう。
- コ 「報告」とは、受託者が監督員に対し、調査業務の遂行にかかる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- サ 「承諾」とは、受託者が監督員に対し、書面で申し出た調査業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。
- シ 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- ス 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文書をいう。ただし、関係規定等で署名又は押印を不要とした文書は、署名又は押印がない場合も有効な書面として取扱う。
- セ 「検査」とは、契約図書に基づき調査業務完了の確認をすることをいう。
- 1.1.3  
受託者は着手前に、調査の概要、業務管理体制、調査方法等を記載した調査計画書及び工程表

調査計画書等	を提出し、監督員の承諾を受ける。
1.1.4 主任技術者及び代理人	<p>1. 受託者は主任技術者及び代理人を定め、委託者に通知しなければならない。</p> <p>2. 主任技術者は地質調査技士又はそれと同程度の技術力を有する者とする。主任技術者は調査を始める前に調査方法等必要な事項について監督員と協議する。また、調査中において、調査内容について技術的疑問が生じた場合は監督員と協議し必要な提案を行うほか、常に代理人を指揮監督しなければならない。</p> <p>3. 代理人は地盤調査について十分な実務経験を有する者とする。代理人は調査中現場に常駐し調査の進捗状況について日報又は口答により逐次監督員に報告する。</p>
1.1.5 地盤調査の立会検査	<p>以下の場合には監督員又は検査員の立会検査を受ける。</p> <p>(1) 試錐が指定の深さに達したとき</p> <p>(2) 設計図書に定めがある場合</p> <p>(3) 監督員が指示する場合</p>
1.1.6 作業の着手	作業の着手は契約確定の後、速やかに行うこと。
1.1.7 官公署その他関係機関への手続き	受託者は、調査の実施に必要な官公署、その他関係機関への手続きについて、監督員と打合せの上遅滞なく行う。これに要する費用はすべて受託者の負担とする。
1.1.8 土地への立入り等	<p>受託者は現地調査等のため第三者の敷地内への立入り、立木伐採等を行う場合は、常に監督員と緊密な連絡をとり、土地の所有者又は占有者の承諾を得なければならない。特に私有地への立入り又は附近住民と折衝を要する場合は、誠意をもって接しなければならない。</p> <p>地元関係者との交渉等についてはその旨を監督員に申し出て、指示を受ける。</p>
1.1.9 埋設物の確認及び調査	<p>調査に先立ち、調査地点の埋設物の状況について資料に基づき確認を行い、特に問題と考えられる箇所は試掘するなど特記により適切な対策をとる。</p> <p>なお、特記がある場合は敷地内外のガス、水道、下水道、電話、ケーブル等の埋設位置、深度等を関係官庁及び関係機関で調べ、図面化し提出する。</p>
1.1.10 疑義に対する協議等	設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は調査の進行に伴い、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。
1.1.11 安全対策	<p>1. 調査に際し、敷地内及び付近の保安、交通等に関して十分な安全対策を行う。</p> <p>2. 「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)その他関係法令等に定めるところによるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(平成5年1月12日建設省経建第1号)に従い、常に業務の安全に留意して現場管理を行い、作業に伴う災害及び事故の防止に努める。</p> <p>3. 調査中、損傷又は汚染のおそれがある箇所には、適切な養生をする。</p> <p>なお、万が一、第三者等に損傷を与えた場合は受託者の責任とする。</p> <p>「環境基本法」(平成5年法律第91号)、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)、「振</p>

1.1.12 環境保全等	<p>動規制法」(昭和51年法律第64号)、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)、「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)、「廃棄物処理法」,「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)その他関係法令等に従い、作業の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。</p>
1.1.13 現場管理	<p>1. 調査現場における管理は、関係法規に従い遺漏なく行う。 2. 調査現場においては、火災、盗難その他の事故防止に努める。 また、諸材料、機器その他の整理整頓及び清掃を行う。 3. 調査完了に際しては、後片付け及び清掃を行う。</p>
1.1.14 提出書類	<p>受託者は、別に定める「請負者提出書類処理基準・請負者提出書類処理要領」(以下「処理基準」という。)に基づき速やかに関係書類を提出する。 なお、この処理基準に定めのないものについては、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、監督員が様式を指示した場合は、これによる。</p>
1.1.15 著作権	<p>提出資料のうち、著作権による承諾が必要な資料については十分に留意し、受託者の責任において提出する。</p>
1.1.16 業務実績情報の作成及び登録	<p>契約金額が、100万円以上の地盤調査委託は、(一財)日本建設情報総合センター(以下「JACIC」という。)の「業務実績情報システム」(以下「テクリス」という。)に基づく業務実績情報の作成及び登録を行う。 「登録用データ」を作成し、「登録のための確認のお願い」を出力して監督員の確認を受けた上、JACICのテクリスに登録する。また、登録後、JACICが発行する「登録内容確認書」を監督員に提出する。 提出は以下の時期に速やかに行う。 (1) 委託契約時の登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。 (2) 委託完了時の登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。 (3) 業務履行中に、契約時登録データの変更があった場合の変更データの提出期限は、変更があった日から10日以内とする。</p>
1.1.17 東京都土木技術支援・人材育成センターへの報告書の提出	<p>受託者は、報告書を東京都土木技術支援・人材育成センターの指定する入力ファイルまたは受託者が使用している地質柱状図ファイルを電子媒体に収め、東京都土木技術支援・人材育成センターに報告書と併せて提出する。 入力データ電子媒体には、以下の内容を記載したラベルを貼る。 (1) 調査件名 (2) 委託者(所、課)名 (3) 受託者名 (4) 契約番号 (5) 調査年月日 (6) 入力用ソフト名</p>

1.1.18 ディーゼル自動車、 調査機器等の燃料	本調査でディーゼルエンジン仕様の自動車及び調査機器等を使用する場合、日本産業規格(JIS)に適合した軽油を使用する。
1.1.19 環境により良い自動車 利用	<p>自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第37条のディーゼル車規制に適合する自動車とする。</p> <p>(2) 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車とする。</p> <p>なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出する。</p>
1.1.20 再委託	<p>1. 契約書第2条第2項に基づき指定する次の主要部分は、再委託してはならない。</p> <p>(1) 調査業務(機械ボーリングも含む)における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断</p> <p>(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断</p> <p>2. 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの軽微な部分を除く業務の一部を再委託するに当たっては、監督員の承諾を得た上で、当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、再委託先(以下「協力会社」という。)が中野区の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。</p> <p>3. 受託者は、協力会社の業務執行体制、経歴等の概要を委託者に提出しなければならない。</p> <p>4. 受託者は、協力会社に対し業務の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。</p>
1.1.21 不当介入に対する 通報報告	<p>本契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合(再受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。)は、「中野区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成24年8月31日付要綱第148号)に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力を行うこと。</p>
<b>2節 調査方法</b>	
1.2.1 調査の種類、内容及び 箇所数	<p>調査の種類、内容及び箇所数は特記の記載のとおりとし、各調査の詳細については本仕様書該当項目によるものとする。</p>
1.2.2 調査位置の確認	<p>受託者は各調査に先立ち、調査位置について、あらかじめ監督員の立会いを受け確認する。</p>
1.2.3 ベンチマークの設置及 び高低測量	<p>1. 各種測量の基準とするベンチマークを、調査に先立ち敷地内又は敷地近傍に2箇所以上設置し、その位置及び標高を測量し記録する。</p> <p>このベンチマークは当該部に沈下、移動のおそれのない堅固な物がある場合には監督員の承諾を受けてこれに取ってもよいが、堅固な物がない場合は敷地内にコンクリート製のベンチマーク</p>

	を設置する。
	2. ベンチマークの標高は原則として A.P. 表示とし、要所に T.P. 表示を併記する。 測量の基準点は「水準基標測量成果表」（東京都土木技術支援・人材育成センター発行）の東京都公共基準点を用いるものとするが、同成果表に記載されていない地域については国土地理院の成果を用いることとする。 なお、報告書をまとめるに当たって支障のない時期に行われたベンチマークの最新の標高成果がある場合は監督員の承諾を受けてこれを利用してよい。
	3. 東京都公共基準点の使用に当たっては、東京都土木技術支援・人材育成センターの定めた東京都公共基準点使用要領に基づき必要な手続きを行う。
1.2.4 調査位置の高低 測量、位置測量	調査位置はベンチマークを基準とした高低測量及び位置測量を行うものとする。 位置測量（「1.2.3 ベンチマーク設置及び高低測量」のベンチマークの位置を含む。）は、建設工事時も残存している建物又は構築物等の堅固な物を基準とする。
1.2.5 残存基礎等の調査	特記がある場合は残存基礎等の調査を行う。 残存基礎等の調査位置は、原則として現況測量図に記入する。
1.2.6 調査中の報告	各調査は実施の進行に従い逐次報告を行うこと。 報告は主任技術者又は代理人が行うものとする。
1.2.7 調査記録	1. 調査の経過を記録し、監督員に指示された場合は提出する。 2. 監督員が指示した事項及び監督員と協議した事項について記録し、監督員に提出する。ただし、軽微な事項については、省略することができる。
1.2.8 記録写真	調査敷地の全景、各種調査箇所の現地状況及びベンチマークを撮影し、「1.3.12 記録写真」による写真集に整理して提出する。
1.2.9 調査に使用する機器	調査に必要な機器及び仮設物は前もって監督員の承諾を受けるものとし、各調査、試験に適するものを使用しなければならない。
1.2.10 調査後の孔の処理	調査を終了した孔は完了後、必ず埋め戻しておき危険防止に努めること。 また、これらの地点には仮ぐいを打ち込み、調査地点を明示しておくこと。
1.2.11 その他	本仕様書に記載のない調査、試験等については、特記又は監督員の指示によって行うものとする。
<b>3 節 報告書及び提出書類</b>	
1.3.1 一般事項	各調査の目的を理解し、目的にかなう調査を行い報告する。 試験データの記録や結果の判定は、慎重に検討する。
1.3.2 報告書	1. 調査の完了時には「1.3.3 提出調査資料等」に定める提出調査資料及び監督員が指示する報告事項を整理し報告書にまとめ2部(土質標本は一式)提出する。



### 1.3.3

#### 提出調査資料等

2. 報告書はあらかじめ原案を監督員に提出し、承諾を受ける。
3. 報告書は電子データ版(CD-R)を2部作成し、提出する。なお、電子データのファイル形式は、報告書一式はPDF、図面はPDF、JWW、SFX又はDXF及びオリジナル形式、その他はPDF及びオリジナル形式とすることを原則とする。

#### 1. 提出調査資料

監督員と協議の上、下記の調査資料をA4判の報告書にまとめ、提出すること。

なお、調査及び試験結果は、日本産業規格(JIS)及び(公社)地盤工学会等で様式が定められているものは、これに準じて整理する。

- (1) 敷地環境図
- (2) 調査位置図
- (3) 敷地推定支持層平面図
- (4) 推定地層断面図
- (5) 土質柱状図
- (6) サウンディング試験結果
- (7) 土質試験結果(地盤工学会制定様式を標準とする。)
- (8) 土質試験結果一覧表
- (9) 土性図
- (10) 調査結果検討書(第4章による)
- (11) 記録写真
- (12) 土質標本
- (13) 測量図(1.2.3及び1.2.4による)
- (14) 残存基礎等調査図(特記による)

#### 2. 図面等

調査位置図関係は地形に応じた大きさとし、土質柱状図はA3判程度とする。

#### 3. 電子納品

成果品は紙媒体に代えて電子納品とすることができる。電子納品とする場合は、監督員と、電子納品する対象物、媒体の種類、データのファイル形式、検査時の対応方法などについて事前に協議を行うこと。なお、電子納品にあたっては、「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」を準用するものとする。

### 1.3.4

#### 敷地環境図

敷地周辺の半径約1km以内の道路、鉄道等の交通網、官公庁舎、学校、病院、公園等の公共施設、その他商店街等が記載されている1/2,500~1/5,000の敷地周辺地図に、調査敷地の位置を記入し、住所を付記する。また、「1.2.3 ベンチマークの設置及び高低測量」による測量の基準点の位置も記入する。

なお、敷地周辺の範囲及び記載内容、縮尺等は、監督員との協議で変更することができるものとする。

### 1.3.5

#### 調査位置図

敷地図にボーリング等の調査位置を調査番号、種別(孔径)、標高、深度等の情報を付して記入する。また、「1.2.3 ベンチマークの設置及び高低測量」によるベンチマークの位置についても、番号及び標高を付して記入する。

なお、縮尺は敷地面積に応じ、A4判又はA3判に敷地全体が収まる大きさとする。

1.3.6 敷地の推定支持層 平面図及び等深線図	<p>本敷地に建設予定の建物を支持し得ると推定出来る地層の標高、土質名及び標準貫入試験値をボーリング等の調査位置毎に記入した推定支持層平面図を作成する。</p> <p>また、これに推定支持層標高線も記入する。</p> <p>縮尺は原則として調査位置図に対応したものとする。</p>
1.3.7 推定地層断面図	<p>各調査結果をもとに監督員の指示する断面について敷地の推定地層断面図を作成する。</p> <p>縮尺は、タテ方向は掘削深度に応じて 1/100～1/300 程度とし、ヨコ方向は調査位置図に対応したものとする。</p>
1.3.8 土質柱状図	<p>調査結果に基づいて土質柱状図を作成する。</p> <p>土質柱状図には、JACIC が定める様式に準じ、調査件名、敷地地名、調査位置、調査期間、受託者名、地盤高さ、地層の分布深度及び標高、土の成層状況を示す試錐記録並びに各層について記述し、地下水位あるいは孔内水位、試料の採取深度、原位置試験箇所、標準貫入試験結果、及び参考となる事項を記入する。</p>
1.3.9 サウンディング 試験結果	<p>標準貫入試験の結果は、土質柱状図に、その他の試験結果は、（公社）地盤工学会が定めるそれぞれのサウンディング試験用の様式（データシート）に記入・整理することを標準とする。</p>
1.3.10 土質試験結果等	<p>土質試験を行った場合は、試験結果をそれぞれの土質試験用の様式に記入し、土質試験結果一覧表に整理する。また、結果の概要を土質柱状図に合わせて図示した、土性図を作成する。</p> <p>なお、各土質試験、土質試験結果一覧表及び土性図の様式は、（公社）地盤工学会が定めるデータシートによることを標準とする。</p>
1.3.11 土質標本	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 標本用試料は含水比が変化しないように、フタ付標本ビンに入れ密封する。ビンには調査件名、調査孔番号、試料番号、採取深度、土質名、N値、採取年月日など記入したラベルを貼付け標本箱に調査位置及び深度の順に入れて整理する。標本箱には、調査件名、受託者名、調査種別及び番号を記入し、土質柱状図を添付する。</li> <li>2. 岩石標本及びコア試料は適当な方法で整理して、対応するラベルを貼付け調査位置及び深度の順に整理して標本箱に収める。標本箱には土質柱状図を添付する。</li> <li>3. 標本試料の採取箇所及び個数は原則として監督員の指示によるが、代表的地層特に支持層とその周辺の試料を標本にする。</li> <li>4. 標本ビン及び標本箱は全国地質調査業協会連合会規格品を標準とする。</li> </ol>
1.3.12 記録写真	<p>調査の種別毎に、主な作業、現場状況、検尺などを撮影し、調査の種別及び調査番号毎に、その作業順に整理し、写真番号を付して記録写真集を作成すること。</p> <p>ただし、サウンディング調査など調査箇所数の多いものは、監督員の承諾を受けて数箇所を代表としてもよい。</p> <p>なお、記録写真には調査箇所、作業の種別、撮影年月日及び受託者名を明示すること。</p> <p>記録写真の大きさはサービス版を標準とし、必要に応じてキャピネ版を使用する。</p> <p>デジタルカメラによる写真については、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できるものとする。記録写真はすべてカラー写真とする。また、デジタルカメラを使用した場合は電子データも併せて提出する。この場合における納品の方法等については、監督員と協議</p>

1.3.13  
測 量 図

する。

1.2.3によるベンチマーク及び1.2.4による調査位置の測量結果に基づき、図面を作成する。

1.3.14  
調 査 結 果 検 討 書

調査終了後、その結果に基づいて「第4章 調査結果の整理及び考察」により、本敷地の地盤及び建設予定の建物の基礎及び根切り、山留め等に関する検討書を作成する。

## 第2章 調査仕様

### 1節 オーガーボーリング

2.1.1  
調 査 内 容

図面指示の位置に、オーガーボーリングで指定の深さ以下まで掘り下げて、各層の土を採取し、その土質名、深さ、層厚等を調査して柱状図を作成する。

なお、この際試料の土質名、色調、湿潤状態、混入物、その他気付いた事項を詳細に記録し、また地下水位に達した場合はその深さを記録する。

施工に際しては、特に次の事項に注意して観察するものとする。

- (1) 孔内の状況、特に崩壊、湧水、逸水などの起こったときの状況
- (2) 地層の状況、埋れ木、転石などの大きさとその位置

2.1.2  
硬質地層地下障害物等  
に対する処置

硬質地層等のために掘進不可能になった場合、又は地下障害物にあたった場合には、監督員の指示を受けて適切な処置をとると共にこれを記録する。

### 2節 ボーリング

2.2.1  
調 査 内 容

図面指示の位置に、所定の深さ以下まで試料の採取や標準貫入試験などの原位置試験を行いながら試錐機で掘り下げ、その地点の土質状況を調査する。

土質の観察は、標準貫入試験のスプリットサンプラー、あるいは循環水の観察並びに掘進時のレバーの感触などによって行う。採取した試料については、土質名、色調、湿潤状態、混入物その他気付いた事項を詳細に観察し、又、地下水位に達した場合はその深さを記録する。

2.2.2  
ボーリングの種別

ボーリングの種別は特記による。

なお、調査深度は設計図による。

2.2.3  
各ボーリングと土質  
試験試料採取の関係

ボーリングの種別毎の調査内容は以下のとおりとする。調査目的に応じて、各種組合わせて実施すること。

(1) ボーリングA 標準貫入試験を1m毎に行いながら所定の深度まで掘り進み、設計図書に指示がある場合は、コア試料の採取、あるいは原位置試験などを行う。

(2) ボーリングB 設計図書に示す深度で、シンウォールサンプラー又はコアチューブを用いて乱さない試料を採取する。

また設計図書に示す深度で指定された孔内試験を行い、その他はボーリングAに準ずる。

(3) ボーリングC 設計図書に示す深度で、ロータリー式二重管サンプラー、ロータリー式

	<p>三重管サンプラー、シンウォールサンプラー又はコアチューブを用いて乱さない試料の採取を行う。</p> <p>また、設計図書に示す深度でボーリング孔を利用して指定された孔内試験を行い、その他はボーリングAに準ずる。</p>
	<p>(4) ボーリングD 支持層調査を目的とする。</p> <p>指示なき限り素掘のまま進み建設が予定されている構造物を十分に支持出来ると想定される地盤に到達したら標準貫入試験を 1m毎に実施して、5m程度地盤の連続性を確認し、その他はボーリングAに準ずる。</p>
	<p>(5) ボーリングE 設計図書に示す深度で、シンウォールサンプラーあるいはコアチューブを用いて乱さない試料を採取する。また、指定された孔内試験を行う。</p>
	<p>(6) ボーリングF 設計図書に示す深度で、乱さない試料を採取する。また、指定された孔内試験を行う。</p>
<p>2.2.4 試 錘</p>	<p>試錐機、方法等は特記による。</p>
<p>2.2.5 事故及び掘進長の変更並びに掘進終了時の処理</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事故が発生したときは、直ちに回復の手段を講ずるとともに監督員に連絡する。</li> <li>2. 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、速やかに監督員に連絡して、その指示を受けるものとする。</li> <li>3. 機械の移設または撤去は、監督員の承諾を受けて行うものとする。</li> </ol>
<h3>3 節 試 掘</h3>	
<p>2.3.1 調 査 内 容</p>	<p>特記の位置で指定の深さまで掘り下げて各層の土質を観察する。調査に当たっては、土質名、深さ、層厚、硬軟、色調、湿潤状態、混入物、その他、気付いた事項を詳細に調査し、柱状図にまとめる。</p> <p>また、地下水位に達した場合その深さを記録する。</p>
<p>2.3.2 調 査 方 法</p>	<p>調査方法は特記による。</p>
<p>2.3.3 土 質 試 料 の 採 取</p>	<p>土質資料の採取は特記による。</p>
<p>2.3.4 硬質地層、地下障害物等に対する処置</p>	<p>硬質地層等のために掘進不可能になった場合、又は地下障害物にあたった場合には、監督員の指示を受けて適切な処置をとると共にこれを記録する。</p>
<h3>4 節 サウンディング</h3>	
<p>2.4.1 調 査 内 容</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ロッドにつけた抵抗体を土中に挿入し、貫入抵抗や、回転を与えたときの抵抗などから地層の性状を探查する。</li> <li>2. 試験は、特記に指示する位置で指示した深度まで行う。</li> </ol> <p>ただし、予定深度に達する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度に達しても調査の</p>

		<p>目的を達しない場合には、速やかに監督員に連絡し指示を受けるものとする。</p>
2.4.2	種	<p>サウンディングの種類は次による。</p> <p>(1) 標準貫入試験</p> <p>(2) 原位置ベーンせん断試験</p> <p>(3) スウェーデン式サウンディング試験</p> <p>(4) 機械式コーン貫入試験</p> <p>(5) その他</p>
2.4.3	標準貫入試験	<p>1. 試験用具、試験方法は JIS A 1219 (標準貫入試験方法) に準ずるほか、下記及び特記による。</p> <p>落下方法は原則として自動落下法とする。</p> <p>2. 標準貫入試験は、ボーリングロッドの先端に標準貫入試験用サンプラー (外径 <math>51 \pm 1.0</math> mm、長さ <math>810 \pm 1.0</math> mm) を取付け 15 cm の予備打ちをしたのち本打ちとして、質量 <math>63.5 \pm 0.5</math> kg のドライブハンマーを <math>76 \pm 1</math> cm の高さから自由落下させ、先端の標準貫入試験用サンプラーが地盤中に 30 cm 貫入するのに要する打撃回数 (N 値と呼ぶ) を調査する。</p> <p>本打ち後、約 5 cm の後打ちを行う。ただし後打ちは、土質によって省略してもよい。</p> <p>本打ち時に地盤中に 10 cm 貫入するのに要する打撃回数も記録し柱状図に記入する。</p> <p>なお、30 cm 以上貫入した場合には貫入量も記録する。</p> <p>3. 砂層、砂礫層、土丹層等で貫入量が 30 cm 未満でも、打撃回数が 60 回以上の時には、試験を中止してよい。</p>
2.4.4	原位置ベーンせん断試験	<p>1. 原位置ベーンせん断試験はボーリング孔を利用して軟弱地層を対象にベーン試験機を用いて試験し、その記録はボーリング柱状図に併記する。</p> <p>2. 試験は、地盤工学会基準 JGS1411 (原位置ベーンせん断試験方法) に準じて行う。</p> <p>3. 試験は、ボーリング孔を洗浄した後、試験用ロッドの先端にベーンを取付けて回転を与えないように注意して孔底からベーン幅の 5 倍程度まで押込み、<math>0.1 \sim 0.2^\circ / \text{sec}</math> (<math>6 \sim 12^\circ / \text{min}</math>) を標準とし、<math>1^\circ</math> ごとに指示値を読み取り、最大値が得られるまで試験を続け測定最大トルクを求める。ベーンせん断強さは最大トルクを用いて算出する。</p>
2.4.5	スウェーデン式サウンディング試験	<p>1. スウェーデン式サウンディング試験機を用いて土の貫入抵抗を測定し地盤の構成を推定する。</p> <p>2. 試験の方法は JIS A 1221 (スウェーデン式サウンディング試験方法) に準ずる。</p>
2.4.6	機械式コーン貫入試験	<p>1. 機械式コーン貫入試験機を用いてコーンを静的に貫入させた時の貫入抵抗を測定し地盤の構成を推定する。</p> <p>2. 試験方法は、JIS A 1220 (機械式コーン貫入試験) に準ずる。</p> <p>なお、試験装置は地盤の強さに応じてその容量と精度をもつものとする。</p>
2.4.7	その他	<p>その他のサウンディングは(公社)地盤工学会「地盤調査の方法と解説」に述べられているものについてはそれに準じて行い、その他は特記または監督員の指示によって行うものとする。</p>

2.5.1 調査の内容	<h3 style="text-align: center;">5 節 サンプリング</h3> <p>土質試験及び土質標本のための試料採取を行う。</p>
2.5.2 試料の採取個数及び採取位置	<p>試料は特記に示す個数を採取し、また、採取深度（位置）は、原則として監督員の指示によるものとする。</p>
2.5.3 採取方法	<p>1. 乱さない試料</p> <p>(1) 乱さない試料の採取は粘土、シルト及びこれらに準ずる地層で行う。 ボーリング孔内から乱さない試料を採取するには、次により土質及び調査目的に適したサンプリング方法及びサンプラーを選定して実施すること。適用は特記による。</p> <p>ア. 固定ピストン式シンウォールサンプラー（エクステンションロッド式または水圧式）は軟弱な粘性土で、エクステンションロッド式の場合 <math>N</math> 値 0~4、水圧式の場合 <math>N</math> 値 0~8 程度のものに適用する。</p> <p>イ. ロータリー式二重管サンプラー 中程度の粘性土で <math>N</math> 値 4~8 程度のものに適用する。</p> <p>ウ. ロータリー式三重管サンプラー 中程度以上の粘性土及び砂質土のものに適用する。</p> <p>(2) サンプリングチューブの規格及びボーリング孔径等は特記による。</p> <p>2. コア試料の採取 コア試料の採取は特記による。</p> <p>3. 乱した試料の採取 乱した試料の採取は特記による。</p>
2.5.4 採取試料の処置	<p>1. 乱さない試料 乱さない試料の処置は特記による。</p> <p>2. コア試料 コア試料の処置は特記による。</p> <p>3. 乱した試料 乱した試料の処置は特記による。</p> <p>4. 土質標本試料は 1.3.11 土質標本により整理する。</p>
2.5.5 軟弱層及び硬質層における乱さない試料及びコア試料の採取の取り止め	<p>土質が非常に軟弱な場合、あるいは脆弱で試料の採取が不可能な場合、あるいは採取しても試験に不適の時は監督員と協議の上採取を中止し、それに伴う土質試験を取り止める。</p>

2.6.1 自然水位の測定	<h3 style="text-align: center;">6 節 自然水位の測定</h3> <p>自然水位の測定は、特記による。</p>
------------------	---

### 7 節 土質試験

2.7.1 土質試験の目的	採取した試料を基に各種室内土質試験を行い敷地に分布する各地層の土質工学的特性を把握する。
2.7.2 土質試験の種類及び組合せ	土質試験の種類、組合せ及び個数は特記による。
2.7.3 土質試験方法	試験は日本産業規格（JIS）又は、（公社）地盤工学会（JGS）の定める基準に準じて実施するものとする。 JIS規格又は（公社）地盤工学会の基準がない試験の方法等については特記又は監督員の指示による。
2.7.4 試料の調整及び試験方法	試料の調整及び試験方法は、JIS A 1201～1228 及び（公社）地盤工学会「土質試験の方法と解説」により行う。
2.7.5 土質試験が不可能な場合の処置	試験前の試料において、試験結果に影響するような変化が生じるか、試験に失敗して試料に不足をきたした場合、又は土質によって所定の試験が実施出来ない場合は、監督員の指示により試験を中止、あるいは、試料の再採取などの処置をとる。
2.7.6 結果の整理	1. 試験結果は原則として（公社）地盤工学会のデータシートに整理するものとする。 また、それらの結果は一覧表及び土性図などに整理し全体の傾向や相互の関連が把握できるようにする。 2. 土の繰返し非排水三軸縮試験結果の整理は下記について行う。 (1) 電磁オシログラフの荷重、振幅、変位振幅、間隙水圧波形記録 (2) 試験の観察記録 (3) 応力比と液化回数関係図 3. 砂の最小密度・最大密度試験結果の整理は、次について行う。 砂の最大密度、最小密度、相対密度
2.7.7 土質試験室の選定	土質試験室の選定は特記による。 なお、試験室の選定に当たっては、設備目録を提出して、監督員の承諾を受けること。

## 第3章 試験・測定

### 1節 平板載荷試験

3.1.1 調査の目的	地盤の支持力の決定又は設計支持力の安全性を確認するために行う。
3.1.2 試験箇所数、位置及び深さ等	試験箇所数、位置及び深さ等は、特記による。
3.1.3	試験を行う最大荷重は特記による。

試験最大荷重	
3.1.4 試験地盤	試験を行う地盤の深さは、特記による。
3.1.5 養生及び排水	養生及び排水の方法は、特記による。
3.1.6 載荷板	載荷板は、直径 30 cmの円形で、厚さ 25 mm以上の鋼板又はこれと同等以上の剛性を持った板とし、所定の位置において、地盤面に密着するように設置する。
3.1.7 試験装置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 試験装置は、最大荷重に対して十分安全な構造とし、あらかじめ概要、性能等について資料を作成、1.1.3 による調査計画書に添付し、監督員の承諾を受ける。</li> <li>2. 載荷方法は、オイルジャッキにより荷重を載荷板に加える方法とし、オイルジャッキの加力能力は、最大荷重の 120%以上とする。</li> <li>3. 載荷物は、掘削土砂、砂利、コンクリート塊、水、建設系重機及びアンカーなどとし、試験を行うに十分な重量あるいは反力がとれるものとする。</li> <li>4. 載荷台は、変形、傾斜、転倒などに対して安全であるとともに、偏心が生じないようにする。</li> <li>5. 試験孔が深く、加圧装置から載荷板までの距離が長い場合に使用する支柱は特記による。</li> <li>6. 荷重の計測装置は、特記による。</li> <li>7. 変位の計測装置は、特記による。</li> <li>8. 基準点は、載荷板の外周から 1.0m以上離れた仮設杭とする。</li> </ol>
3.1.8 試験方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 試験方法は、(公社)地盤工学会基準「地盤の平板載荷試験」(JGS 1521)による。</li> <li>2. 試験の方式、載荷及び除荷の方法等は、特記による。</li> </ol>
3.1.9 沈下量及び戻り量の測定	沈下量及び戻り量の測定は、特記による。
3.1.10 加力の終了	<p>次の状態に達したときは、載荷を終了する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 荷重-沈下曲線が破壊状況を示したとき</li> <li>(2) 指定された最大荷重に達したとき</li> </ol>
3.1.11 報告書その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 報告書は、次の事項をまとめて提出する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 敷地の状況及び試験孔の位置・大きさ</li> <li>(2) 載荷板の位置、載荷面の地盤状況、地下水位 この場合には、土質柱状図及び基準点との高低関係を明記する。</li> <li>(3) 試験装置及び測定計器等の概要</li> <li>(4) 試験結果の図表その他</li> </ol> </li> </ol>



- ① 載荷圧力-時間曲線
- ② 載荷圧力-沈下曲線（両対数グラフを含む）
- ③ 時間-沈下曲線（片対数グラフを含む）
- ④ 測定数値表その他
- (5) 試験結果の考察

2. 次のものを撮影し、報告書に写真を添付する。

- (1) 調査敷地
- (2) 試験装置及び測定計器等
- (3) 試験実施状況
- (4) 地盤載荷面の状態
- (5) その他

## 2 節 孔内水平載荷試験

3.2.1 調 査 内 容	ボーリング孔を利用して孔壁に圧力を加え、その圧力と地盤の変形を測定し地盤の降伏圧力、極限圧力及び変形係数（E 値）を求める。
3.2.2 試験の箇所数、位置及び深さ	試験の箇所数、位置及び深さは特記による。
3.2.3 試 験 装 置	試験装置は、地盤の特性を考慮して適切な装置を選定し、装置の概要及び性能等について資料を作成、1.1.3 による調査計画書に添付し、監督員の承諾を受ける。なお、試験機は特記がなければ、プレシオメーター、LLT、KKT、又はエラストメーターのいずれかとする。
3.2.4 試 験 方 法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 試験方法は、(公社)地盤工学会基準「孔内水平載荷試験方法」(JGS 1421)による。</li> <li>2. 測定に用いるボーリング孔は、可能な限り孔壁を乱さないよう、かつ、なめらかな壁面に仕上げる。</li> <li>3. 試験は、掘削後直ちに行う。</li> <li>4. 試験に先立って、圧力補正及び体積補正のための実験(キャリブレーション)を行う。</li> </ol> 測定方法は、特記による。
3.2.5 試 験 結 果 の 整 理	試験結果は以下の内容で整理する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 圧力-変形量曲線</li> <li>(2) クリープ曲線</li> <li>(3) 降伏圧、破壊圧(最大圧力でとまらない場合を除く)</li> <li>(4) 地盤の変形係数（E 値）</li> <li>(5) 水平地盤反力係数（K 値）</li> </ol>
<h2>3 節 間隙水圧、地下水位の測定</h2>	
3.3.1 調 査 目 的	基礎及び地下工法の選定に当たり、工事に伴う地下水対策（止水、排水等）及び周辺の地盤沈下等の公害防止対策のため、地下水の性状を調査する。 また、必要に応じて飲料水、工事用水のための水質を調査する。

3.3.2 間隙水圧の測定 間隙水圧の測定は特記に指示された位置及び深度で行う。測定に当たっては透水性の悪い粘性土層では電気式とし、透水性の良い砂質土層ではケーシング法で行うものとする。試験は、電気式は(公社)地盤工学会基準「ボーリング孔内に設置した電気式間隙水圧計による間隙水圧の測定方法」(JGS 1313)により、ケーシング法は、(公社)地盤工学会基準「単孔を利用した透水試験方法」(JGS 1314)による。その他、測定に関する事項については、特記による。

3.3.3 地下水の調査 地下水の調査については、特記による。

## 4節 CBR試験

3.4.1 試験の目的 路床及び盛土の支持力を求めるために行う。

3.4.2 試験の種類 試験の種類は特記による。

3.4.3 試料の採取 1. 試料の採取位置及び深さは、特記による。  
2. 試料は、試験を行うに十分な量を適切な方法で採取し、含水量が変わらないように養生をして、速やかに試験機関へ搬入する。

3.4.4 試験の方法 1. 試験は、JIS A 1211 (CBR試験方法)により行う。  
2. 試験数は、1採取箇所につき3個とする。

3.4.5 CBRの計算 1. CBRの計算は、JIS A 1211により行う。  
2. 設計CBR及び修正CBRの計算は、監督員の指示による。

3.4.6 報告書その他 1. 報告書には、以下の事項を記載する。  
(1) 敷地の概況及び試料採取位置  
(2) 測定記録  
① JIS A 1211の10(報告)に規定する事項  
② 荷重強さ-貫入量曲線  
③ CBRの計算及び結果  
(3) 試験結果の考察  
(4) その他必要な事項  
2. 以下のものを撮影し、報告書に写真を添付する。  
(1) 調査敷地  
(2) 試験計器類  
(3) その他  
3. 土質標本を1箇所につき1個標本びんに詰め、箱に入れて提出する。

## 5 節 自然湧出ガス調査

- 3.5.1 調査目的 地中に自然湧出ガスの存在する可能性が高い地域において、地表及び地中調査を行い可燃性天然ガスの存在の有無及びその組成を調べ、安全かつ経済的な湧出ガス対策の設計及び施工に対する資料を得ることを目的とする。
- 3.5.2 調査位置及び深さ 調査位置及び深さは特記による。
- 3.5.3 地表調査 地表調査の方法は特記による。
- 3.5.4 地中調査 地中調査の方法は特記による。
- 3.5.5 分析機関 試料の分析の機関は特記による。
- 3.5.6 その他 その他、ボーリング径など調査に関する事項は特記による。
- 3.5.7 報告書 1. 自然湧出ガス対策を検討する。  
2. 報告書は3部提出する。

## 6 節 その他の試験等

- 3.6 その他 その他の試験等は特記による。

# 第4章 調査結果の整理及び考察

## 1 節 一般事項

- 4.1.1 目的 調査の記録や試験結果を整理考察し、基礎の設計や施工に対する提案を行う。
- 4.1.2 検討資料 監督員が提示する局の構造関係基準類によるが、局に定めのないものについては、関係法令並びに(一社)日本建築学会及び(公社)地盤工学会制定の諸規準による。
- 4.1.3 調査担当責任者の記名 調査の担当者は調査結果報告書に記名し、その責任を明らかにする。  
また、土質試験の担当責任者及び主任技術者についても同様とする。

## 2 節 報告事項及び考察事項

4.2.1 調査概要	調査項目、調査個数、敷地の概況、調査位置、基準点及びベンチマークと調査地点の高低関係（図示及び写真）及びその他必要な事項を記載する。
4.2.2 調査結果及び地層概況の考察	柱状図（各地層の層厚・深さ・N値・土質名・相対密度・コンシステンシー・孔内水位並びに色調・におい及びその他の観察記録）、推定地層断面図、各種試験結果（測定記録及び結果一覧）、既往の地盤調査データや東京都土木技術支援・人材育成センターのホームページで公開している「東京の地盤」等の資料との関連性などの検討を行う。
4.2.3 基礎設計及び施工に関する検討と提案	<p>本敷地に計画される建物については特記及び監督員の示す条件に基づき、各種基礎（直接基礎及び杭類）について支持地盤の検討並びに許容支持力及び沈下量等の算定を行い、考察を加え、適切な基礎形式を提案する。</p> <p>また、必要に応じて圧密沈下、負の摩擦力及び地盤の液状化等並びに監督員の指示する事項について考察を行う。</p> <p>さらに根切り及び排水工事などについても調査結果に基づき技術的考察を記載する。</p> <p>なお、上記事項を要約して基礎工事全般についての参考意見を併記する。</p>

# 地盤調査委託特記事項

## 1 特記事項の適用

本地盤調査委託特記事項（以下「特記事項」という。）で、□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。また、特記事項に記載されていない事項は、「地盤調査委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

## 2 委託概要

件名	鍋横区民活動センター等整備基本設計・実施設計業務委託	地盤調査
施行場所	中野区本町四丁目44番(住居表示)	
調査期間	□日間、令和□年□月□日まで	
	現場調査は、事前に施設の行事の日程や内容等を把握し、作業時間や入退場等について、施設管理者及び監督員と打合せを行い、施設運営に支障がないよう実施すること。 令和6年8月上旬頃が望ましい。	
建設予定	構造規模	鉄筋コンクリート造
建物概要	地上□階、地下□階	
	延床面積	約2730 m <sup>2</sup>
	基礎形式	杭基礎

調 査 概 要

- ボーリング
- 土質試験
- 原位置試験
- その他調査

### 3 調査の種類及び箇所数等

(\*, \*, \*) は仕様書の該当項目の番号を示す

- (1. 1. 9)  埋設物の確認及び調査  
敷地内外のガス、水道、下水道、電話、ケーブル等の埋設位置、深度等を関係官庁及び関係機関で調べ、図面化して提出する。

- 埋設物の確認のため試掘

箇所数：  箇所、深さ：  ,  m  
位置：  調査位置 図による。

- (2. 1. 1)  オーガーボーリング

箇所数：  箇所、深さ：  ,  m  
位置：  調査位置 図による。

- (2. 2. 1)  ボーリング

種別	深さ	本数
<input checked="" type="checkbox"/> ボーリングA(孔径 66 mm)	25 m	2 本
<input type="checkbox"/> ボーリングB(孔径 86 mm)	m	本
<input type="checkbox"/> ボーリングB(孔径 86 mm)	m	本
<input checked="" type="checkbox"/> ボーリングC(孔径 116 mm)	25 m	1 本
<input type="checkbox"/> ボーリングD(孔径 66 mm)	m	本
<input type="checkbox"/> ボーリングE(孔径 86 mm)	m	本
<input type="checkbox"/> ボーリングF(孔径 116 mm)	m	本

位置：  調査位置 図による。

- (2. 2. 4)  試錐機はロータリー型試錐機を使用し、ビットは削孔する土質によって適当なものを用いる。

- 方法等は次による。

- ・削孔は垂直に行わなければならない。
- ・掘進中は、掘進速度、手ごたえ、ポンプ圧力計、湧水量および及び排水量、排水色、スライムの状態、貝がらや腐植物などの混入物などに絶えず注意し、これらの変化を深度ごとに記録する。
- ・特に薄層などについては見落とすことのないように注意しなければならない。
- ・未固結堆積物のボーリングにおいては、以下に注意して作業を行うものとする。
  - ア. 孔口は、原則としてドライブパイプをたて込むものとする。
  - イ. 掘進に当たっては泥水を使用するものとする。
    - ただし地下水位までは原則として泥水を使用してはならない。
  - ウ. 孔内の水位は、その日の作業開始前に必ず観測すること。
  - エ. 崩壊性の地層で孔壁を泥水によって保護できない場合にはケーシングパイプで保護する。
    - この場合ケーシングパイプの挿入は慎重に行い、掘進深度をこえて挿入するようなことがあってはならない。
  - オ. 乱さない試料を採取する深度では、試料採取に先立ち、孔底を適切な方法で清掃し、スライムが残らないように注意しなければならない。
  - カ. 孔径が大きくスライムの排除が困難な場合又は著しく多量のスライムが出るときは、セジメントチューブまたはマッドチューブを使用するなどして孔底のスライムを排除す

る。

・岩盤及びこれに準ずるボーリングでコア採取を直接の目的とする場合には、以下に注意して作業を行うものとする。

ア. 常にコアの採取率を最高に保つように努める。

イ. コアチューブは、原則としてダブルコアチューブを使用する。

(2. 3. 1) □ 試掘

箇所数：  箇所、深さ：  ,  m  
位置：  調査位置 図による。

(2. 3. 2) □ 調査方法は次による。

・表土を取り除いた後、直ちにポータブルコーン貫入試験を、50 cm毎に実施しながら順次掘削する。

地山に達したときには、この試験を20 cm毎に4回以上実施する。

1回の測点は20個所以上とする。

・掘削に当たっては、周囲の地盤を損傷しないような方法で施工すること。

孔壁の崩壊、湧水などの支障がある場合は適当な養生を行うこと。

掘削終了後は四方の壁面の地層を詳細に観察し記録写真を撮影後、監督員の指示により埋戻すものとする。

(2. 3. 3) ■ 土質資料の採取は次による。

・乱した試料あるいはブロックサンプリング法で乱さない試料を採取し、地盤の土質特性を把握する。

・乱さない試料の採取に当たっては採取試料に変形、衝撃など与えないよう十分に注意し試料の含水量が変化しないようにパラフィンでシールしたあと木箱等で保護し、速やかに土質試験室へ搬入するものとする。

また、乱した試料は、含水量が変化しないように直ちにビニール袋に入れ密封して土質試験室へ搬入する。

(2. 4. 1) ■ サウンディング

■ 標準貫入試験

ボーリングの種別による

□ 原位置ベーンせん断試験

箇所数：  箇所、深さ：  ,  m  
位置：  調査位置 図による。

□ スウェーデン式サウンディング試験

箇所数：  箇所、深さ：  ,  m  
位置：  調査位置 図による。

□ 機械式コーン貫入試験

箇所数：  箇所、深さ：  ,  m  
位置：  調査位置 図による。

□



箇所数：  箇所、深さ：  ,  m  
 位置：  図による。

(2. 4. 3) ■ 標準貫入試験は次による。

- ・軟弱地層で自重沈下する場合あるいは打撃による貫入量が 40 cm を越える場合は 40 cm で中止する。
  - ・シンウォールサンプルを採取する部分は、標準貫入試験による影響をうけない様に試験間隔に注意する。
  - ・標準貫入試験用サンプラーで得た試料はスライムの有無、採取長さを確認して土質名、色調、状態などを観察し、混入物、有機成分、特異な鉱物などについて記録した後、保存用または試験用試料にとり分ける。
- なお、保存用試料はボーリング孔番号、採取深度順に整理して標本ビンに密封保存する。保存用試料の一部は標本試料とし、その他は検査終了後廃棄するものとする。
- また、試験用試料は含水比などが変化しないようにビニール袋などに密封し、速やかに土質試験室へ搬入する。

(2. 5. 2) ■ サンプリング

(2. 5. 3) 試料採取は次により、採取位置は  調査位置 図による。

(2. 5. 4) ■ 乱さない試料の採取

- ア. 固定ピストン式シンウォールサンプラー
- イ. ロータリー式二重管サンプラー
- ウ. ロータリー式三重管サンプラー

深さ	地層	個数	サンプラー
4.0 m	粘性土	1 個	イ
8.0 m	粘性土	1 個	イ
16.0 m	粘性土	1 個	イ
			個

■ サンプリングチューブの規格及びボーリング孔は次による。

- ・サンプリングチューブの規格は、φ73~75 mm、全長 1,000 mm、採取試料の有効長さ、600~800 mm、肉厚 1.2 mm 以上の真鍮製またはステンレススチール製のライナーとする。
- ・ボーリングの孔径は、一般にシンウォールサンプラーを使用する場合でφ86 mm 以上、ロータリー式二重管サンプラー、ロータリー式三重管サンプラーを使用する場合でφ116 mm とする。

■ 試料の採取に当たっては次の点に注意する。

- ア. 固定ピストン式シンウォールサンプラーの使用に当たってはピストンロッド又はチェーンの固定を完全に行うこと。特に下方への引張りに十分注意する。
  - イ. 採取に先立って孔内のスライムを適切な方法で除去すること。
  - ウ. サンプラーの押し込みは定速度で押し込み、押し込み時には衝撃、振動あるいはねじりなど与えてはならない。
- 押し込み長さは、サンプラーの試料採取有効長さの 90% 以内とする。

■ 試料は 1 箇所につき土質試験に必要な長さ以上採取するものとする。試料が不足するとき必要な長さ以上になるまで連続して採取させる場合もある。

■ 乱さない試料の処置は次による。

- (1) 採取試料は、サンプラーの押込み長さに対する採取長さを記録するほか、試料の上下端にみられる試料で土質名、色調、湿潤状態、混入物などを観察し記録する。
- (2) 採取した試料（粘性土）は両端を長さ 3 cm 程度削り取り、両面を平らに整形し、松ヤニを混合したパラフィンで密封したうえ金属製またはゴム製のキャップをかぶせて、テープで巻き速やかに土質試験室へ搬入する。砂質土の乱さない試料については、運搬時の攪乱防止及び土質試験時の供試体作成を容易にするために現場で凍結させる。ただし、凍結によって品質に悪影響を与えることが予想される場合には、別途監督員と協議して決定する。
- (3) サンプラーには調査件名、ボーリング孔番号、採取番号、採取深度、上、下の別等を記入する。試料は輸送の際に打撃、振動などによって乱れを生じさせないように注意して速やかに 2.7.7 による土質試験室に送り、2.7.2 による各種土質試験を行う。  
また試験を行うまでの試料は冷所に保存すること。

■ コア試料の採取

深さ		地層	個数
4・8・16m	m	粘土層	3 個
	m		個

■ 採取方法は次による。

- ・コアチューブを使用し、かく攪乱しないように注意して採取する。
- ・試料の有効長さは 30 cm 以上とする。

■ 採取資料の処置は次による。

- ・採取試料は土質名、色調、湿潤状態、混入物、その他の事項を詳細に記載する。
- ・採取した試料は金属製の容器に収納し、パラフィンで密封の上、金属製のキャップをしてその周囲にテープを巻く。
- ・容器には調査件名、ボーリング孔番号、採取番号、採取深度等を記入後、速やかに 2.7.7 による土質試験室に送り 2.7.2 による各種土質試験を行う。
- ・また試験を行うまでの試料は冷所に保存すること。

■ 乱した試料の採取

深さ		地層
4・8・16m	m	粘性土
12m	m	砂質土

■ 採取方法は次による。

- ・標準貫入試験用サンプラーで行う。
- ・締固めた土のコーン指数試験に必要な試料は、特記又は監督員が指示する深さの試料 10 kg を採取する。

■ 採取資料の処置は次による。

- ・採取試料は観察後、試験を行うものについては、含水量が変化しないようにビニール袋などに入れて密封し、速やかに土質試験室へ搬入する。

(2. 6)

■ 自然水位の測定は次による。

1. 自然水位を確認するまでは無水掘りを原則とし、水位が確認された場合は、直ちにその深さを測定する。  
 なお、地表付近に崩壊しやすい地層が分布する場合、あるいは地下水位が深く無水掘りが困難な場合には孔内水位を測定し記録する。
2. 孔内水位は、調査終了まで毎日作業前に測定し記録する。

(2. 7. 2)

■ 土質試験

仕様書 2.7.2 の次の試験を行う。

■ 土質試験  $\alpha 1$  (乱した粘性土)

数量：  試料

- 物理試験：・土粒子の密度試験 (JIS A 1202)  
 ・土の含水比試験 (JIS A 1203)  
 ・土の粒度試験 (JIS A 1204)  
 ・土の液性限界試験 (JIS A 1205)  
 ・土の塑性限界試験 (JIS A 1205)

■ 土質試験  $\alpha 2$  (乱した砂質土・砂礫)

数量：  試料

土質試験  $\alpha 1$  のうち、土粒子の密度試験及び土の粒度試験を実施する。粒度試験は砂礫の粒度分析も含む。

□ 土質試験  $\beta 1$

数量：  試料

- 物理試験：・土質試験  $\alpha 1$   
 ・土の湿潤密度試験 (JIS A 1225)  
 力学試験：・土の一軸圧縮試験 (JIS A 1216)  
 ・直接せん断試験

■ 土質試験  $\beta 2$

数量：  試料

- 物理試験：・土質試験  $\alpha 1$   
 ・土の湿潤密度試験 (JIS A 1225)  
 力学試験：・土の一軸圧縮試験 (JIS A 1216)  
 ・土の三軸圧縮試験 (JGS 0521~0524)

□ 土質試験  $\gamma 1$

数量：  試料

- 物理試験：・土質試験  $\alpha 1$   
 ・土の湿潤密度試験 (JIS A 1225)  
 力学試験：・土の一軸圧縮試験 (JIS A 1216)  
 ・土の三軸圧縮試験 (JGS 0521~0524)  
 ・土の段階载荷による圧密試験 (JIS A 1217)

□ 土質試験  $\gamma 2$

数量：  試料

- 物理試験：・土質試験  $\alpha 1$   
 ・土の湿潤密度試験 (JIS A 1225)  
 力学試験：・土の一軸圧縮試験 (JIS A 1216)  
 ・土の段階载荷による圧密試験 (JIS A 1217)

□ 土の収縮定数試験 (JIS A 1209)

数量：  試料

□ 土の透水試験 (JIS A 1218)

数量：  試料

□ 土の繰返し非排水三軸試験 (JGS 0541)

数量：  試料

- |                          |                            |     |                      |    |
|--------------------------|----------------------------|-----|----------------------|----|
| <input type="checkbox"/> | 砂の最小密度・最大密度試験 (JIS A 1224) | 数量: | <input type="text"/> | 試料 |
| <input type="checkbox"/> | 締固めた土のコーン指数試験 (JIS A 1228) | 数量: | <input type="text"/> | 試料 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="text"/>       | 数量: | <input type="text"/> | 試料 |

(2.7.3) ■ 一軸圧縮試験は、土丹などの硬質な試料又は軟弱で自立しない試料では、採取径のままで行ってもよい。この場合、試験成績書に記載するものとする。

■ 三軸圧縮試験は、非圧密、非排水とする。

■ 締固めた土のコーン指数試験は、JIS A 1228 による。試験は、1層当たりの突固め回数を10回、25回、55回、90回とした4個の供試体に対して行う。ただし、供試体の作成に当たり、試料を繰り返し使用してはならない。

(2.7.7) 土質試験室は次による。

■ 本調査に必要な JIS による試験器又は(公社)地盤工学会の定める土質試験器を完備する土質試験室

大学の土質試験室

(3.1.2)  平板载荷試験

箇所数:  箇所、深さ\*:  ,  m

位置:  図による。

・深さの基準

現地地盤面

調査位置の地盤の高さを、ベンチマークを基準とした測量を行い確認する。

(3.1.3) 最大荷重:  kN

(3.1.4)  試験を行う地盤については次による。

・試験孔を必要とする場合は、2.5m角以上で载荷試験の実施に支障のない大きさとする。

なお、かま場を設ける場合は、3.1.5の2.を満足する大きさとする。

・所定の深さで、想定する試験地盤に達しない場合又は湧水がはなはだしく試験が困難な場合は、監督員の指示を受ける。

・試験孔が深く、有毒ガスの発生及び酸素欠乏のおそれがある場合は、事前に十分調査を行い、安全を確認しながら作業を行う。

(3.1.5)  養生及び排水の方法は次による。

・試験装置の上には、直射日光及び降雨を避けるため、適切な覆いを施す。また、降雨の際には試験孔に雨水が流入しないようにする。

・試験地盤面が常水位より低い場合は、試験地盤を乱さないように注意して排水する。この場合、かま場は载荷板の外周から1m以上離し、水位は試験地盤面以上にならないようにする。水中に载荷板を設置して試験を行う場合は、監督員の承諾を受けた方法とする。

(3.1.7)  試験孔が深く、加圧装置から载荷板までの距離が長い場合に使用する支柱は鋼製とし、試験精度を満たす断面性能を有し、端面が材軸に対して直角なものとする。

荷重の計測装置は、次による。

・载荷荷重の計測は、適正な能力を有し、かつ試験地盤での载荷荷重が確認できるブルーピング

リング又はロードセルにより行う。  
・ブルーピングリング又はロードセルは、十分調整されたもので6箇月以内に校正の行われたものを使用する。

□ 変位の計測装置は、次による。

・計測は、1/100目盛り、ストローク30mm以上のダイヤルゲージを4個使用し、測点部には、ガラス片を張り付けて行う。  
・基準ばり及び支柱は鋼製とし、十分な剛性のあるものとする。

(3.1.8) □ 試験の方式、載荷及び除荷の方法等は、次による。

・試験は、多サイクル方式とし、最大荷重を8段階以上に分割して荷重を段階的に載荷する。  
・載荷及び除荷の方法は、以下による。  
(1) 載荷及び除荷の方法は、載荷荷重を段階的に増加させ、所定荷重段階に達した後、荷重が0になるまで段階的に除荷し、次のサイクルに移る。  
(2) 載荷及び除荷の速度は、次による。  
ア 載荷時の速度は、毎分最大荷重の1/20~1/8程度の一定速度とする。  
イ 除荷時の速度は、毎分最大荷重の1/10~1/4程度の一定速度とする。  
(3) 処女荷重段階及び各サイクルの0荷重においては、15分以上放置する。  
(4) 履歴内の荷重段階については、5分以上保持する。  
・載荷及び除荷作業中に、載荷装置、杭及び周辺地盤に異常が認められた場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告する。

(3.1.9) □ 沈下量及び戻り量の測定は、次による。

・沈下量の測定は、所定の荷重に達した後、繰り返し時間0分、1分、2分、5分及び以後5分経過毎に荷重保持時間継続して行う。荷重保持時間は、30分程度の一定時間とする。  
・沈下量は、各ダイヤルゲージの読みの平均値とする。  
・戻り量の測定は、除荷の直後及び次の荷重段階の直前に行う。

(3.2.2) ■ 孔内水平載荷試験

(3.2.3) 箇所数：  箇所、深さ：  m  
位置：  図による。  
試験機：  による。

(3.2.4) ■ 測定方法は次による。

・加圧は段階荷重とし、孔壁に加わる圧力が10~20kN/m<sup>2</sup>ピッチ程度又は試験最大荷重の1/10程度の大きさの段階に荷重を加える。  
・各々の荷重段階で圧力を2分間一定に保ち、この間に生ずる変形量を加圧直後及び加圧後15秒、30秒、1分、2分に測定する。  
・順次圧力を上昇させ、2分間に生ずる変形量が著しく進む状態、又は、指定された最大荷重に達した場合は、監督員の承諾を受けて試験を終了する。

(3.3.2) □ 間隙水圧の測定

箇所数：  箇所、深さ：  ,  m  
位置：  図による。

- ・測定に当たっては次の点に留意して行う。
- (1) ボーリングは水圧を測定する深度より 50 cm～100 cm程度手前まで掘削する。
  - (2) 電気式間隙水圧計を用いた測定はボーリング孔底から、電気式間隙水圧計本体を静かに所定の深さまで押し込み、その後一定時間毎に圧力を測定し安定する圧力から間隙水圧を求めらるものである。  
試験は翌朝まで行い翌朝の観測値(平衡水位)を間隙水圧とする。なお、翌朝においても安定しない場合は監督員と協議し指示を受けること。
  - (3) ケーシング法は次の方法で測定する。  
ア. ケーシングパイプは、φ50 mm (通称2インチガス管)を用いるものとする。  
イ. ボーリング掘孔後ケーシングパイプを孔底から 50 cm～100 cm程度打込む。  
この場合打込む部分の地層はシール層とするため粘性土でなければならない。  
とくに対象地層の水位が被圧あるいは低下している場合には注意すること。  
ウ. 打ち込まれたパイプ内は泥水や土がつまっているので、これを清水で完全に洗浄する。  
さらにパイプ先端より 50 cmだけロッドクラウンにより掘削し孔内を十分洗浄する。  
エ. パイプ内の水は採水装置で汲み上げ、パイプ内水位を低下させてから一定時間ごとに測定し、水位回復の過程を記録して水位が安定するまで続ける。(回復法)  
観測孔は翌朝まで放置し、一定した水位が得られればその水位を地下水位とする。  
次に、孔口まで清水で満たし、水位が低下する過程を記録する。(注水法)  
なお、一定した水位が得られない場合は監督員と協議の上、測定を続けるものとする。
  - (4) 特にシールが困難な場合には二重ケーシングか、その他の手段によるパッキングに留意する必要がある。  
・間隙水圧又は間隙水頭圧を測定する場合においては現場調査が終了するまで毎日作業前にその水頭を測定し記録する。

(3. 3. 3)  地下水の調査は次による。

- ・地下水頭の変化及び不透水層の地層を考慮して、それが自由水であるか、被圧地下水又は 宙水であるかを判別する。
- ・工事用水として使用する水の水質試験の方法及び判定基準については、JIS K 0101 (工業用水試験方法)による。

(3. 4. 2)  CBR試験

試験の種類  締め固めた土のCBR試験  乱さない土のCBR試験

箇所数：  箇所、深さ：  m

位置：  図による。

(3. 5. 2)  自然湧出ガス調査

地表調査：  箇所

地中調査：  箇所、深さ：  m

位置：  図による。

地表調査の方法は次による。

地表に自然湧出する可燃性天然ガス(特にメタンガス)の調査は図示の地点をボーリングバー等で地表面を 1m程度削孔し、可燃性ガス検知器で濃度を確認する。

地中調査の方法は次による。

1. 測定孔の設置

地中調査は図面記載の深度で、かつ、可燃性天然ガスの滞留する可能性のある地層まで、ボーリングを行った後、ストレーナー（ストレーナー区間長 L=10m程度、表面積の 3~5%程度の開口率を有する。）加工したガス管（肉厚 3.8 mm、内径 53 mm）を設置し、清水で孔内洗浄し、かつ、孔内の泥水を清水におきかえる。

2. 測定及び試料採取

(1) 設置したガス管の上部にケーシング及びバルブを取り付け、孔内の圧力を測定し、圧力がある場合はガス量も測定する。測定は以下の計測器などを用いて行う。

圧力測定：・ブルドン管式圧力計

・マノメーター

流量測定：・気泡型流量計

・水置換法

・乾式、湿式ガスメーター

・オリフィスマーター

(2) 原位置におけるガス濃度は、ボーリング孔口又は地下水面上において、湧出するガスをポータブル濃度計測器を用いて測定する。（可燃性ガス、窒素、酸素、硫化水素等）

(3) (1)の測定結果、湧出ガス圧及び量が少ない時はバルブを密閉し 1 日放置した後、水置換法、真空ポンプ等で採取容器に採取する。

3. 分析方法

採取した試料は次のいずれかの方法により分析する。また、地下水については溶存ガスを分離しガス分析を行う。

(1) 質量分析法

(2) ガスクロマトグラフ法

4. 分析ガスの種類

メタン、窒素、二酸化炭素、酸素等を分析し濃度を測定する。

(3. 5. 5)  試料の分析の機関は次による。

- ・国際石油開発帝石(株) 技術研究所
- ・石油資源開発(株) 技術研究所
- ・太陽日酸(株) 分析技術センター（窓口：関東支社）
- ・理工系大学
- ・化学物質評価研究機構

(3. 5. 6) 位置： 図による。

ボーリング径： mm

標準貫入試験： 有、 無

地中調査は危険のないように仮囲い等で周囲を保護するとともに、ガスの突然の噴出に備えて噴出防止装置を設置する。

調査完了後は監督員の指示により危険のないように埋戻しを行うこと。

(3. 6)  常時微動測定

箇所数：  箇所、深さ：  ,  m  
位置：  調査位置 図による。

実施計画書を  作成する。  作成しない。

方法等は次による。

弾性波測定検層

箇所数：  箇所、深さ：  ,  m  
位置：  調査位置 図による。

実施計画書を  作成する。  作成しない。

方法等は次による。

仕様書 1. 2. 5 残存基礎 の調査を次により行う。

箇所数： 10  
1箇所当たり (1m×1m×1m) 程度の掘削を行い、  
調査後すみやかに埋戻す。

次により、調査図を提出する。

伏 図 (縮尺：1/250)  
詳細図 (縮尺：1/30)



既存敷地概要

敷地概要	住所	住居表示：東京都中野区本町四丁目44番 地名地番：中野区本町四丁目61番14、同番28、65番3、同番8
	用途地域	①第1種住居地域、②商業地域
	防火地域	①防火地域、②準防火地域
	高度地区	①第2種高度地区、②指定なし
	道路幅員	東側：15m 南側：4.0m(42条2項道路)
	敷地面積	1,087.19㎡ (①第1種住居地域：532.07㎡、②商業地域：555.12㎡)
	建ぺい率	①60%、②80%
	容積率	①200%、②400%
日影規制	①4時間(5m<)・2.5時間(10m<) 測定水平面4.0m ②指定なし	

敷地現況図(参考図) S=1/300

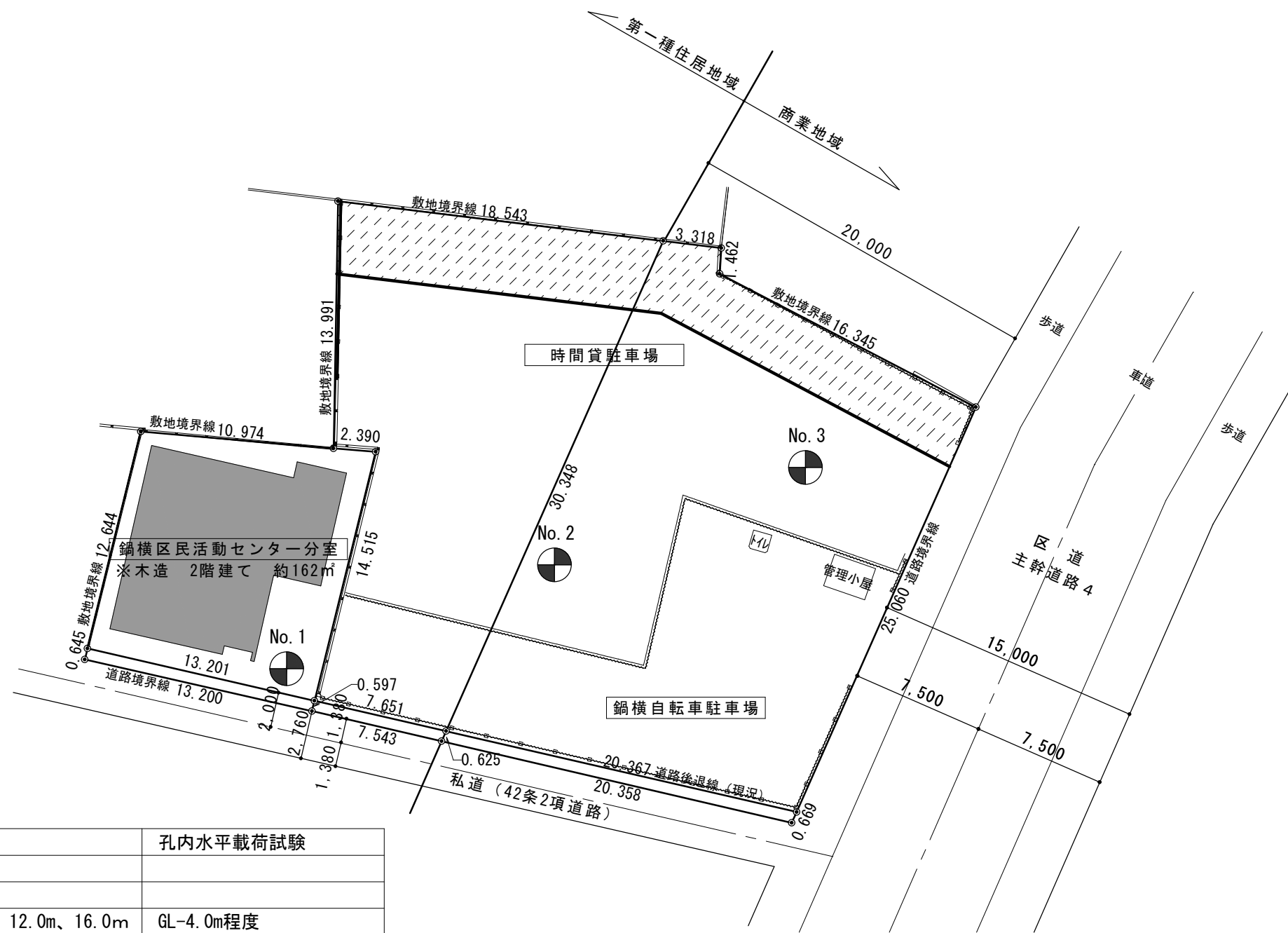
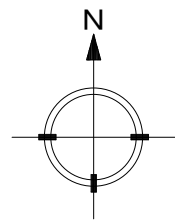
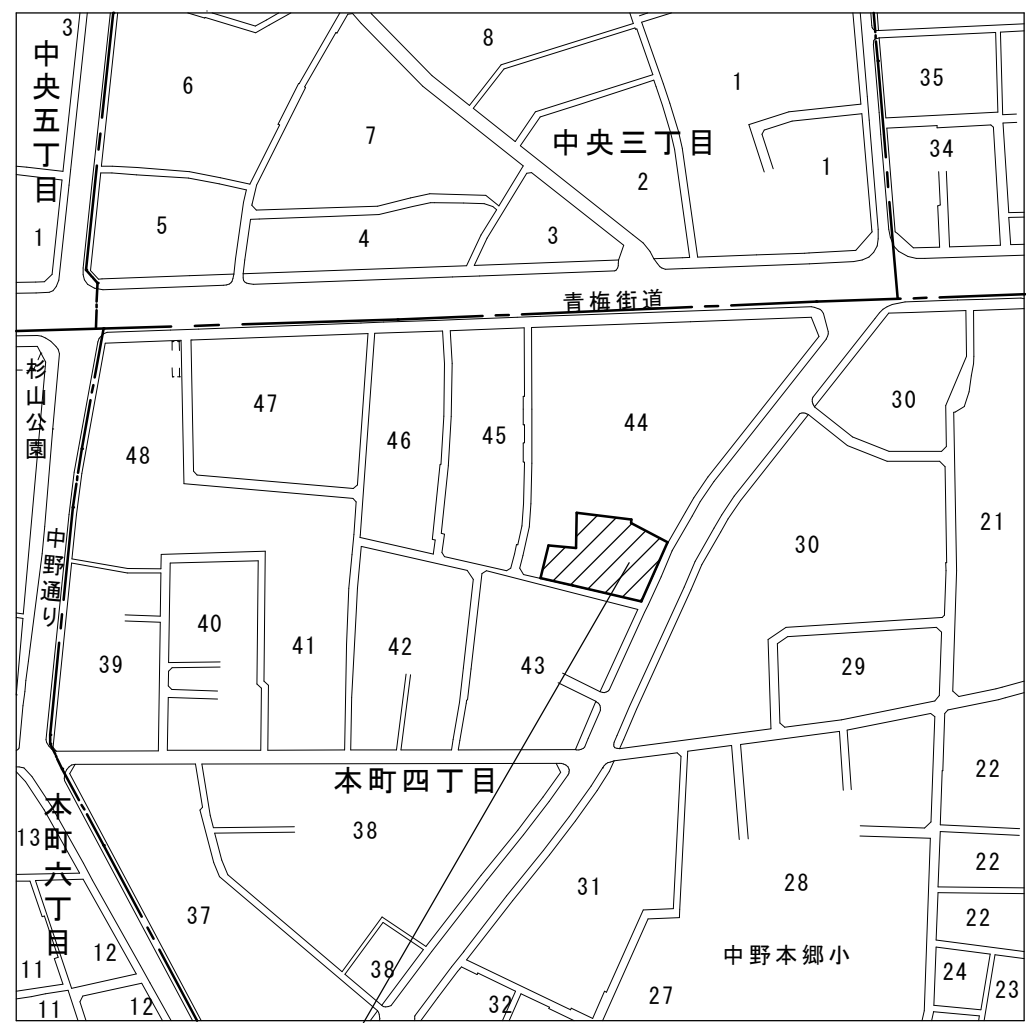
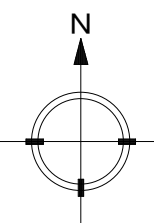


表1 地盤調査地点

	ボーリング種別	サンプリング	孔内水平載荷試験
No. 1	A:深さ25m		
No. 2	A:深さ25m		
No. 3	C:深さ25m	GL-4.0m、8.0m、12.0m、16.0m	GL-4.0m程度

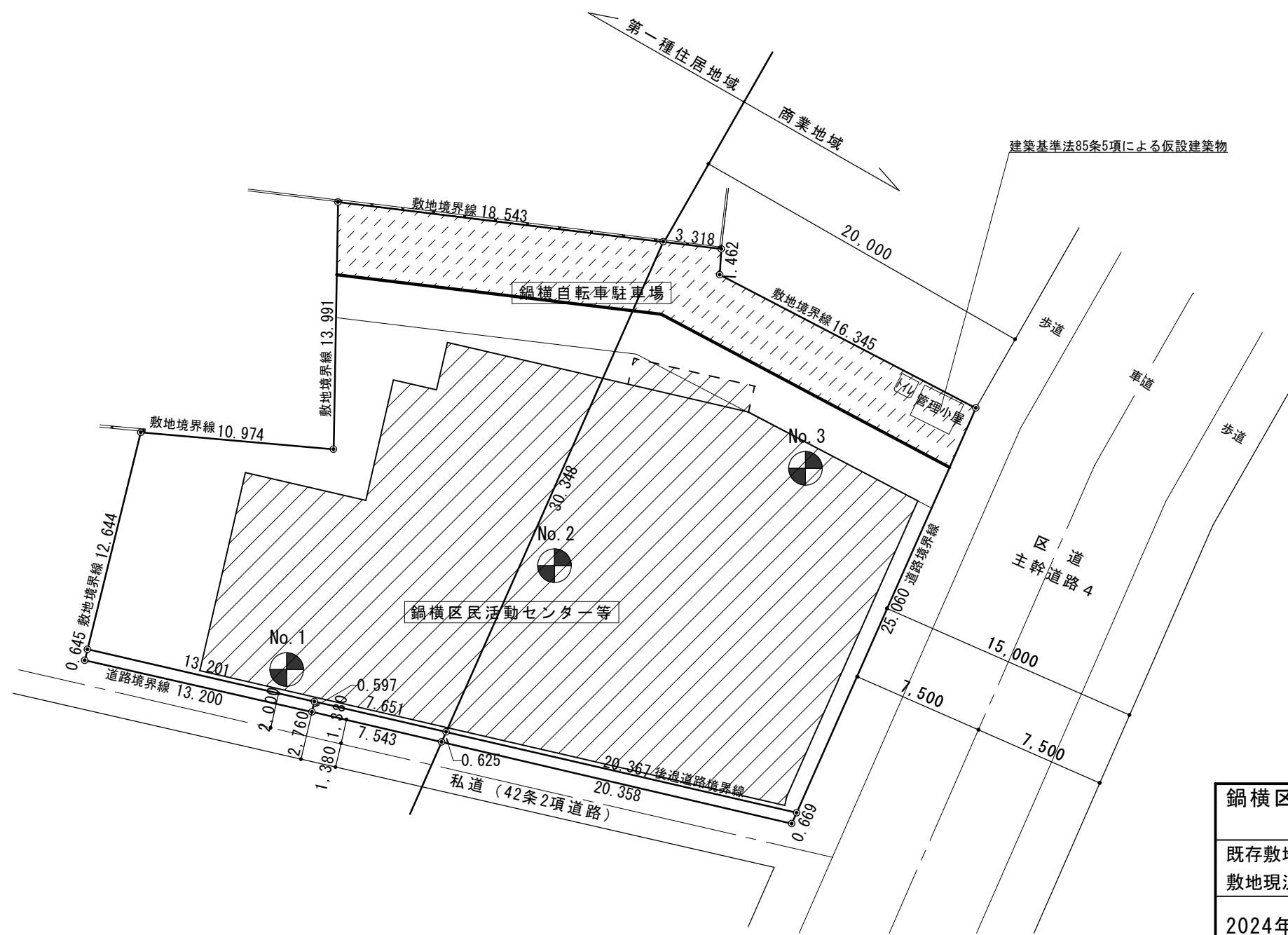
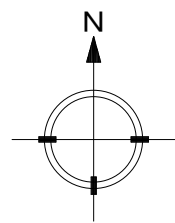
- : 先行整備範囲を示す。  
自転車駐車場北側部分を整備後建物等解体を行う。
- : 解体建築物を示す。
- : 地盤調査位置を示す。

案内図 S=1/3,000



整備予定地  
東京都中野区本町四丁目44番

敷地整備案図(参考図) S=1/300



- : 先行整備範囲を示す。
- : 計画建物を示す。
- : 地盤調査位置を示す。

※縮尺はA2(A3)とする。

鍋横区民活動センター等整備 基本設計・実施設計業務委託	
既存敷地概要、案内図	縮尺 S=1/300(1/424)
敷地現況図・敷地整備案図(参考図)	縮尺 1/3,000(1/4,242)
2024年4月	図面番号 A-1/1

# 鍋横区民活動センター等整備基本計画

## 基本計画書

令和6年3月

# 目次

## I. 事業概要

1. 事業の背景 . . . . . 1
2. 上位計画との関係 . . . . . 2

## II. 計画と条件の整理

1. 敷地条件 . . . . . 3
2. 計画地の現状写真 . . . . . 3

## III. 施設計画

1. 機能図 . . . . . 4
2. 各室の面積 . . . . . 4
3. 配置・平面計画 . . . . . 5
4. 基本配置 . . . . . 6

## IV. 電気設備計画概要

1. 電気設備基本方針 . . . . . 17
2. 電気設備工事概要 . . . . . 17
3. 特に注意すべき項目（ZEB Ready含む） . . . . . 17

## V. 機械設備計画概要

1. 機械設備基本方針 . . . . . 18
2. 空気調和設備計画方針 . . . . . 18
3. 給排水衛生設備計画方針 . . . . . 18
4. 特に注意すべき項目（ZEB Ready含む） . . . . . 18

## VI. ZEB Readyに関する留意事項 . . . . . 19

## I. 事業概要

### 1. 事業の背景

#### (1) 施設整備の位置づけ

中野区本町四丁目4番内区有地を活用して、高齢者会館機能を併せ持つ鍋横区民活動センター、地域包括支援センター及び自転車駐車を整備する。併せて施設内に、周辺地域を所管する交番を警視庁において整備する。

区民活動センターは、地域の課題解決に向けた地域住民の自主的・主体的な取り組みを促進するため、地域自治の活動拠点として区内15か所に設置している。

鍋横区民活動センターは、「中野区有施設整備計画」に基づき、現在の鍋横区民活動センターを移転開設するものである。

地域包括支援センターは、現在民間の施設で運営している本町地域包括支援センターを移転整備するものである。

自転車駐車場は、暫定的に設置している現在の自転車駐車場を本格整備するものである。

交番は、現在中野区中央三丁目内にある鍋屋横丁交番を警視庁において移転整備するものである。

#### ○検討及び整備の主なスケジュール

令和4年度	基本方針	整備する敷地概要や施設内容等の検討
令和5年度	基本計画	基本方針に基づく、整備にあたっての基本的な考え方や、施設配置案等の検討
令和6～7年度	基本設計	基本計画における施設配置を基に、諸室の配置等の再検証や、柱等の配置、電気設備・機械設備等の検討
	実施設計	基本設計にて決定した配置を基に、建築・電気・機械・空気調和設備関係の詳細設計
令和8～10年度	鍋横区民活動センター分室解体工事及び新築工事	
令和10年度	開設	

#### (2) 施設概要と機能

階数：地下1階～地上5階

建築面積：約646㎡ 延床面積：約2,716㎡

##### 区民活動センター（地下1階～5階）

地域住民による地域自治の活動拠点として、地域活動室や集会室、高齢者会館機能等を備えた施設とする。

##### 【集会室（洋室・和室）・調理室・多目的ホール】

5人以上で構成される区民団体が防災・防犯、子どもの育成活動、高齢者の支えあい活動等に利用できる。

##### 【地域活動室】

区民活動センター運営委員会や町会等が、地域の課題の打ち合わせ等に利用できる。

##### 【ロビー】

地域住民が打ち合わせや住民同士の交流等に利用できるオープンスペース。

##### 【事務室】

区民活動センター運営委員会の事務局スタッフ、集会室貸し出し業務を行う事業者、夜間・休日の管理人及び区職員の事務室。

##### 地域包括支援センター（2階）

介護保険制度の案内・要介護認定申請の受付、在宅介護に関する相談、介護・福祉・保健等のサービスに関する情報提供や相談、介護予防マネジメント、権利擁護（成年後見制度等）、包括的・継続的なケアマネジメントを行う。

##### 自転車駐車場（1階建物外部）

整備予定地周辺に、通勤や通学、買い物等のため多くの自転車が集まっており、自転車の放置が見受けられ、歩行者の安全な歩行に支障をきたしている場所があることから、放置の実態に合わせた放置防止指導と放置自転車撤去等の対策に取り組んでいる。

区民活動センター整備に併せ、自転車駐車場の利用状況や、周辺の放置自転車の実態を鑑み、必要な台数を確保するため、自転車駐車場を整備する。

##### 鍋屋横丁交番（1・2階）

中野警察署鍋屋横丁交番は、昭和44年3月に建築され老朽化が著しいことや、将来の道路拡幅事業により移転が必要となることが見込まれることから、本施設内に移転整備する。整備方法は中野区において建物内に同交番の区画を整備し、警視庁において内装等を整備する。

## 2. 上位計画との関係

### ①中野区区有施設整備計画

中野区基本構想において描く「10年後に目指すまちの姿」と長期にわたる都市構造の変化を見据え、区が所有する施設（道路、橋梁、公園及び自転車駐車場を除く。）に係る再編、整備、利活用等の計画及び施設の更新・保全の方針を示したものであり、基本計画における施策展開にあたり、区有施設整備を財産経営の観点からとりまとめた総合的な計画として「中野区区有施設整備計画」が策定された。

同計画において区民活動センターは、地域の課題解決に向けた地域住民の自主的かつ主体的な取組を促進するための、地域住民による地域自治の活動の拠点と位置づけられており、鍋横区民活動センターの建替整備も本計画における施設分類ごとの配置の考え方において記述されている。

### ②中野区地域福祉計画、中野区高齢者保健福祉計画・第8期中野区介護保険事業計画

表記の各計画において、区民活動センターは、区内15か所に所定された「日常区民活動圏域」に設置された、住民主体の活動を推進していくうえでの施設と位置づけられている。

### ③中野区都市計画マスタープラン

「中野区都市計画マスタープラン」において、区民活動センターは、地域課題の解決に向けた地域住民の自主的かつ主体的な活動を促進する施設として位置づけられている。

### ④脱炭素社会の実現に向けた区有施設整備方針

中野区地球温暖化防止条例では、地球温暖化防止対策として、建築物の断熱性の向上のための措置、電気機械器具等の省エネルギー及び再生可能エネルギーを使用する設備の導入、自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を掲げている。

これらを踏まえ、区有施設の整備にあたっては、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に定める基準への適合を前提とした上で、「目指す水準」及び、水準の達成に向けた「取り組みの方向性（視点）」等を定め、今後の技術開発の動向や製品ライフサイクルの観点等も踏まえながら、区有施設の脱炭素化を推進していく。

### ⑤中野区自転車利活用計画

本計画において、鍋横自転車駐車場は区有施設建設予定地を使用しての暫定施設であるため、恒久的な自転車駐車場の整備をすることとされている。



## II. 計画と条件の整理

### 1. 敷地条件

#### ①位置・アクセス

計画地は、東京メトロ丸ノ内線「新中野駅」3番出口から徒歩2分、京王バス「鍋屋横丁」から徒歩1分の場所に位置し、東側は鍋屋横丁通りに面した敷地となっている。

#### 【位置図】



※整備予定地へのアクセス方法

東京メトロ丸ノ内線「新中野駅」3番出口から徒歩2分

京王バス「鍋屋横丁」から徒歩1分

#### ②現況・地形

計画地は、東西約35m、南北約23mと東西に長い不整形な形状となっており、敷地内は概ね平坦となっている。

#### ③周辺土地利用

計画地周辺は、鍋屋横丁通りから20mまでは商業地域となっており、店舗やマンション等が建っている。また、20mより西側は第一種住居地域となっているため、戸建てや共同住宅が多く建っている。

#### ④接道状況

敷地東側が15m幅の区道（主幹道路4号）、南側が認定外道路（建築基準法42条2項道路）に接している。

#### ⑤建築規制

ア. 用途地域：第1種住居地域（532.07㎡）

建ぺい率：60% 容積率：200%

高度地区：第2種高度地区 防火地域：準防火地域

日影規制：4時間-2.5時間 測定水平面 4.0m

敷地面積の最低限度 60㎡

イ. 用途地域：商業地域（555.12㎡）

建ぺい率：80% 容積率：400%

高度地区：無 防火地域：防火地域

日影規制：無

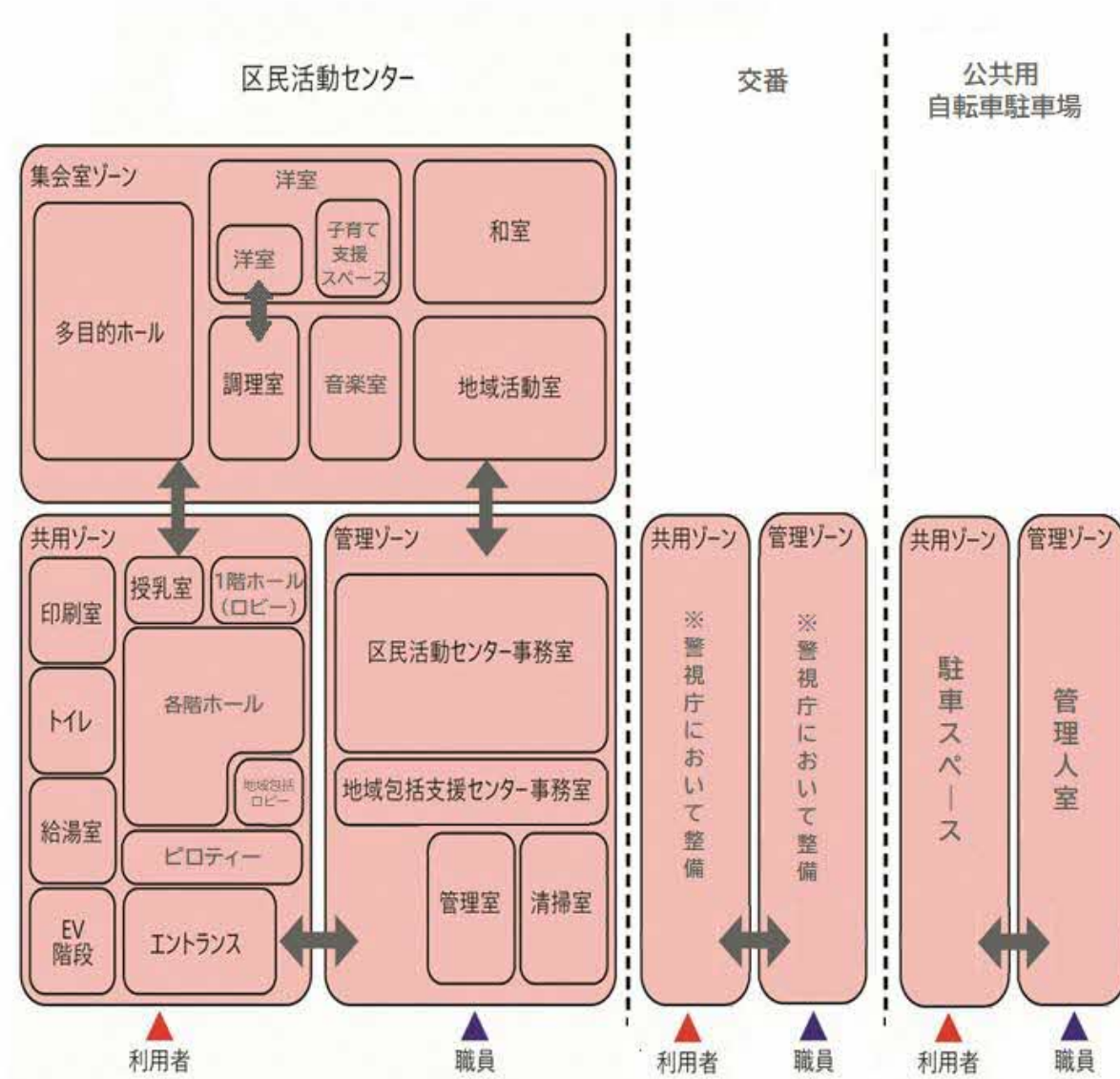
### 2. 計画地の現状写真





### Ⅲ. 施設計画

#### 1. 機能図



#### 2. 各室の面積

##### (1) 区民活動センター・地域包括支援センター・交番

機能等	室名	面積
集会室機能	調理室	65㎡
	洋室1	167㎡
	洋室2	109㎡
	洋室3	55㎡
	洋室4	50㎡
	洋室5	55㎡
	洋室6	98㎡
	和室1	51㎡
	和室2	55㎡
	多目的ホール	191㎡
	地域活動室	50㎡
	事務スペース	事務室等
地域包括支援センター		114㎡
職員更衣室・清掃員控室		25㎡
共用スペースほか	ピロティエ・駐輪場(施設利用者用)・庇下通路	165㎡
	1階ロビー	152㎡
	トイレ・利用者用更衣室・授乳室・給湯室	271㎡
	倉庫・防災倉庫・収納(押入)	202㎡
	その他(廊下・ホール・屋内階段・機械室等)+屋外階段※	665+81㎡
交番	(警視庁にて整備)	74㎡
計(床面積)		2,716㎡

※屋外階段は建築面積に算入されるが床面積には不算入

##### (2) 自転車駐車場(公共用)

243㎡(駐車スペースのみ・管理室部分は(1)その他に計上)

250台収容

### 3. 配置・平面計画

#### (1) 配置計画

- ・区民活動センター（地域包括支援センター含む）の正面出入口は利用者の往来が多い敷地東側に配置する。また、法令等に基づき避難口を配置すると共に通用口を適宜配置する。
- ・駐車場は東京都駐車場条例に基づいた必要台数分を、敷地東側建物の正面出入口付近と敷地西側に分散して配置し、そのうちの1台分はバリアフリー対応とする。

#### (2) 平面計画

##### ア. 区民活動センター等

- ・地域住民の交流の場として、建物1階建物正面出入口内にロビーを配置する。
- ・敷地東側に接する大通りと建物正面出入口・ロビーとの一体性をもたせるよう出入口前にピロティを配置する。
- ・建物正面出入口から集会室等の利用者動線への視認性を考慮した位置に区民活動センター事務室を配置する。
- ・地域住民の利用形態等を考慮して、区民活動センターの各室を地下1階から5階に配置する。
- ・地域団体の活動に対応するよう、調理室と広い洋室を同じ階に配置する。また、様々な活動に柔軟に対応するため、一部の部屋には可動間仕切りを設置して複数の区画に分けて利用できるよう整備する。
- ・大人数での活動が可能な多目的ホールを地下階に配置する。
- ・防音性能をもたせた部屋（音楽室）を4階に配置する。
- ・子育て支援に活用できる洋室を音楽室と同じ4階に配置する。
- ・区民活動センター機能の運用等に必要な倉庫を各階に設ける。
- ・地域包括支援センターは専用のロビーをもつ独立した区画として2階に配置して、区民活動センター窓口・ロビー等の利用者と動線を極力分離することで、利用者のプライバシーを確保する。また、利用者の利便性を考慮して同区画はエレベータから近づけて配置する。

##### イ. 自転車駐車場

- ・収容台数250台で、1階建物外部に配置する。
- ・管理室を自転車駐車場に面した建物北側に配置する。

##### ウ. 交番

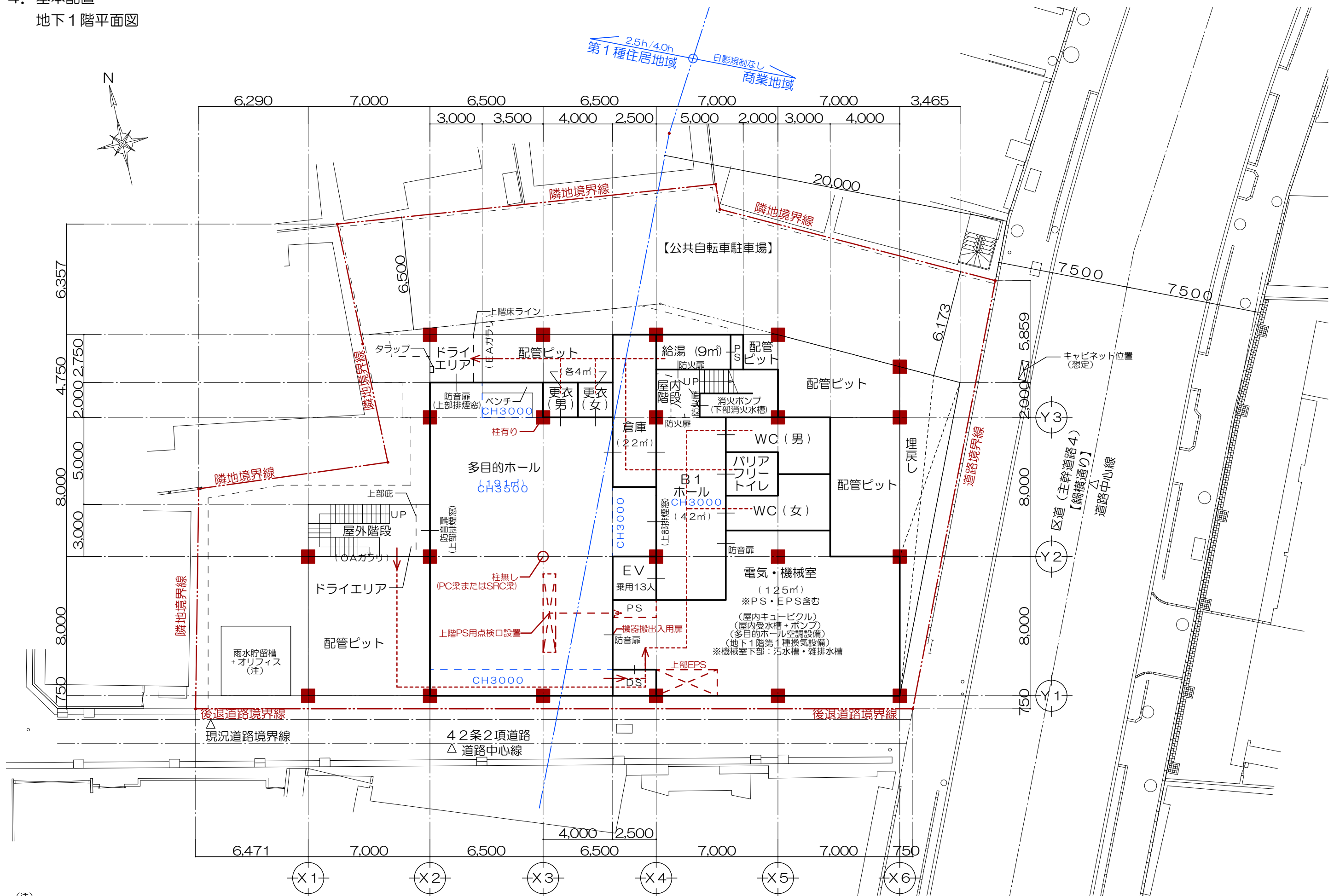
- ・窓口を敷地東側で大通りに面して1階に配置するとともに、2階に職員スペースを配置する。また、1階北側に非常口を配置する。

##### エ. その他

- ・防災物資の搬出入の利便性を考慮し、防災倉庫を駐車場に近接させる。

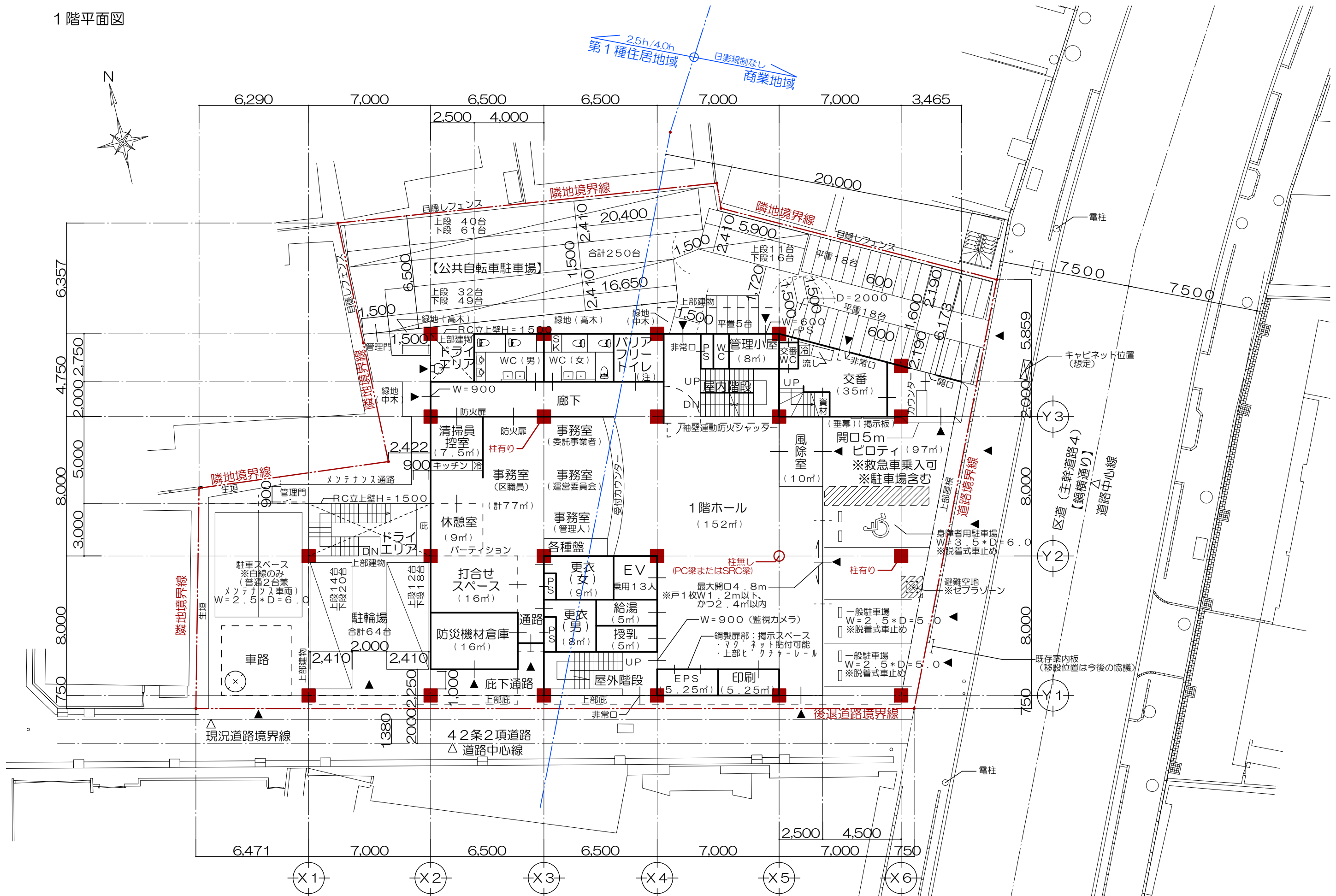


4. 基本配置  
地下1階平面図



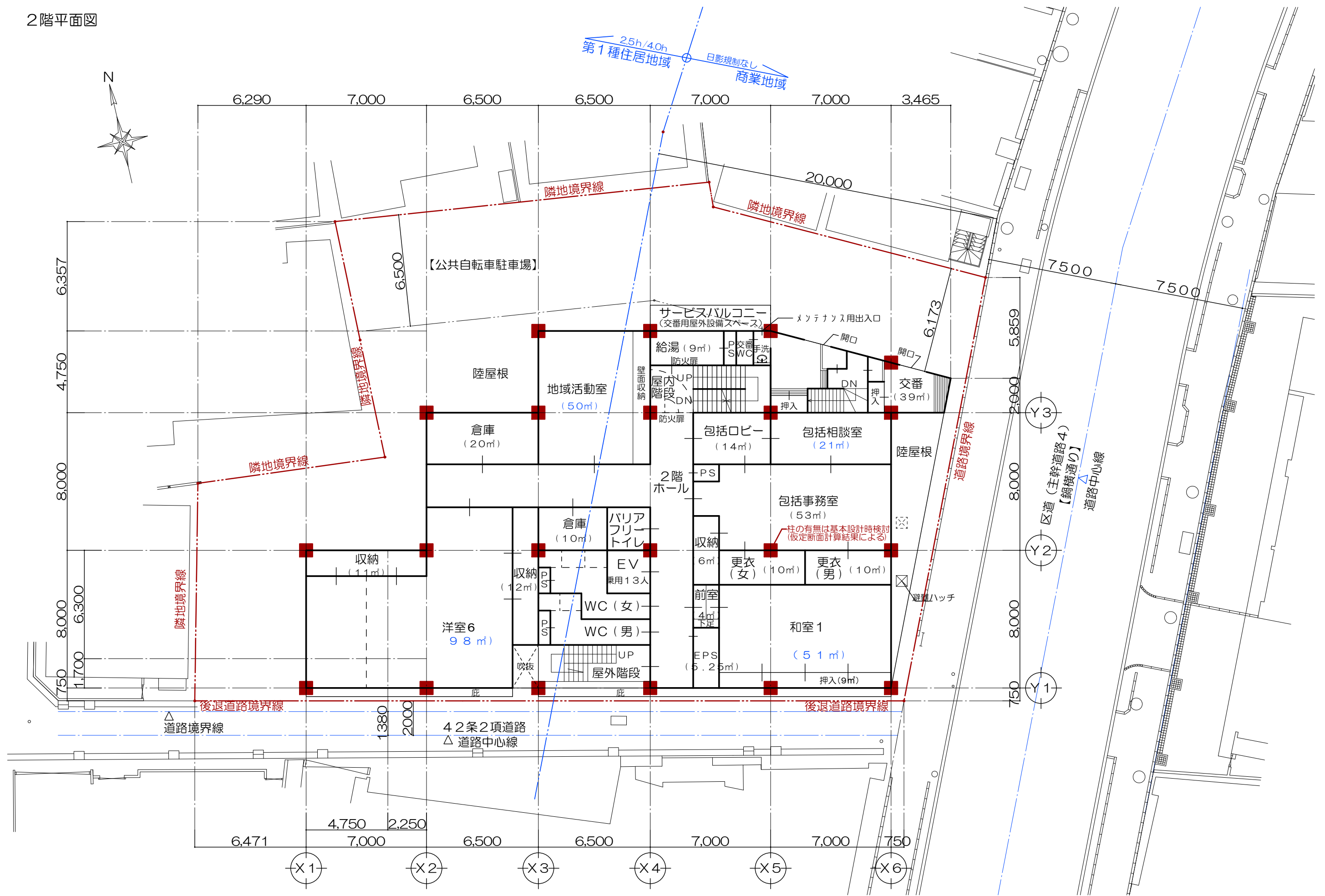
(注)  
 ・雨水貯留槽は浸透性舗装および浸透側溝、浸透トレンチで宅内浸透がとれない分を貯留する。  
 ・雨水貯留槽は既製品の設置も検討。

1階平面図

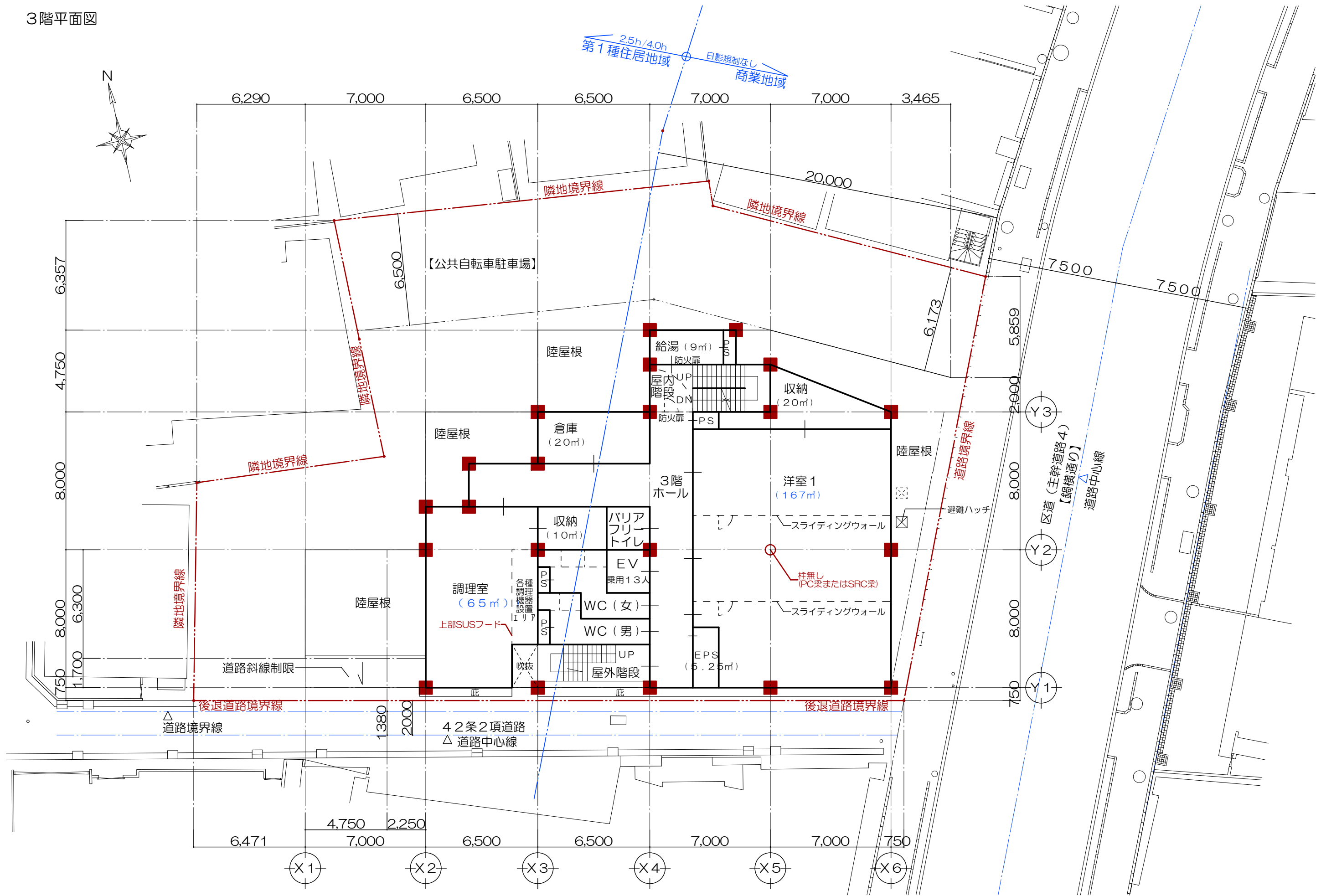


(注)  
 ・1階のみフルスペック仕様(条例対応仕様)  
 ・オストメイト、ユニバーサルベッド、ベビーシート、ベビーチェア

2階平面図



3階平面図

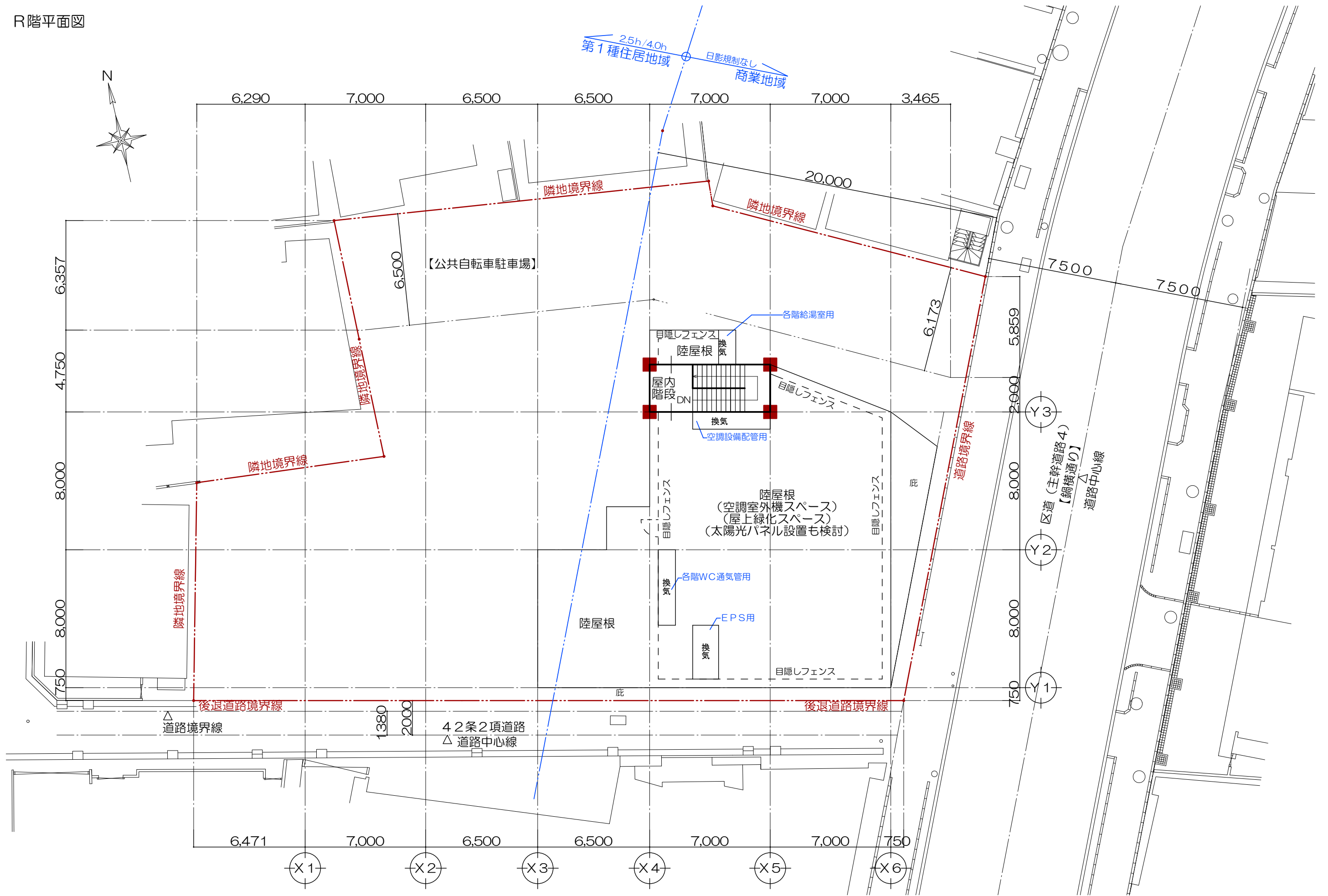




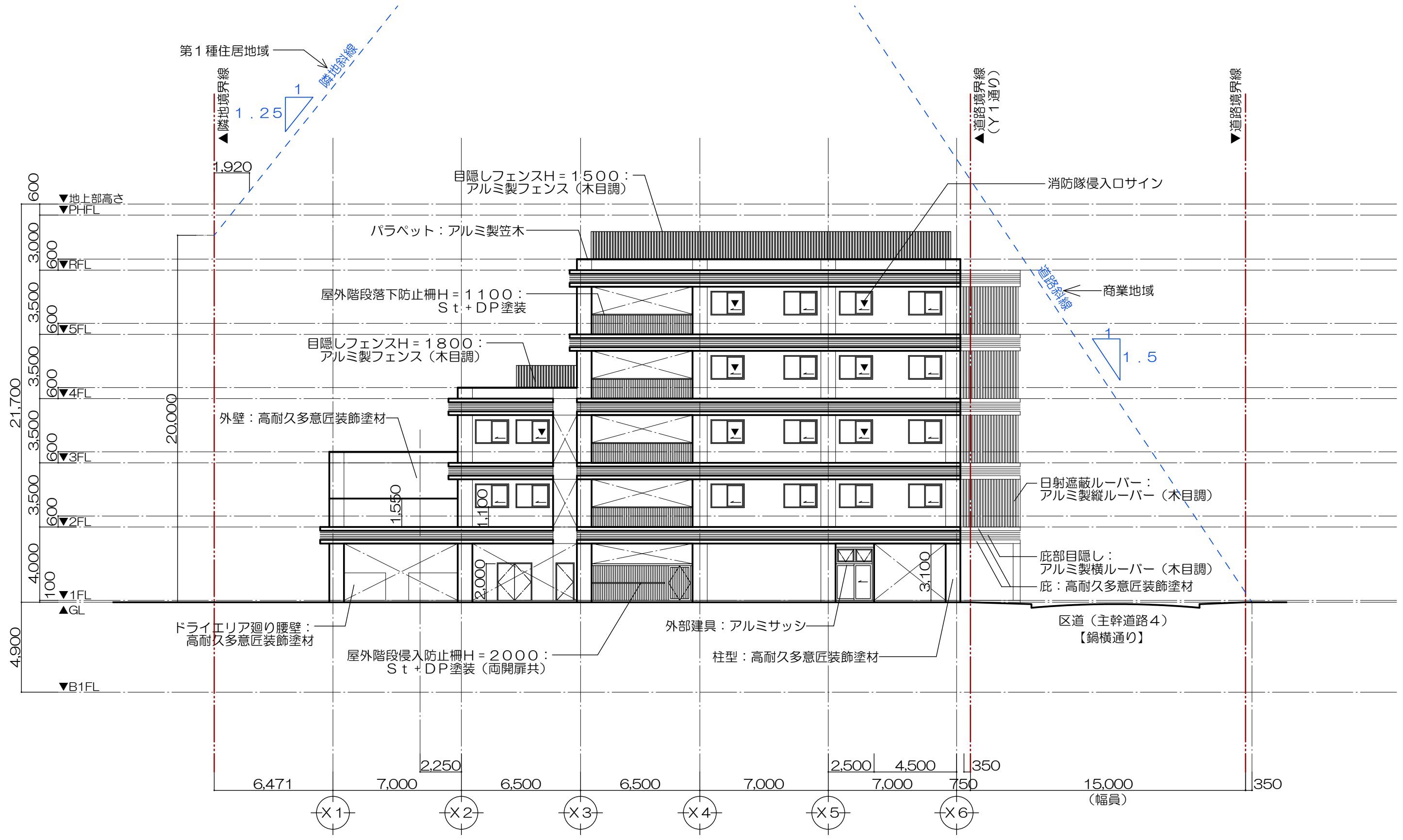




R階平面図



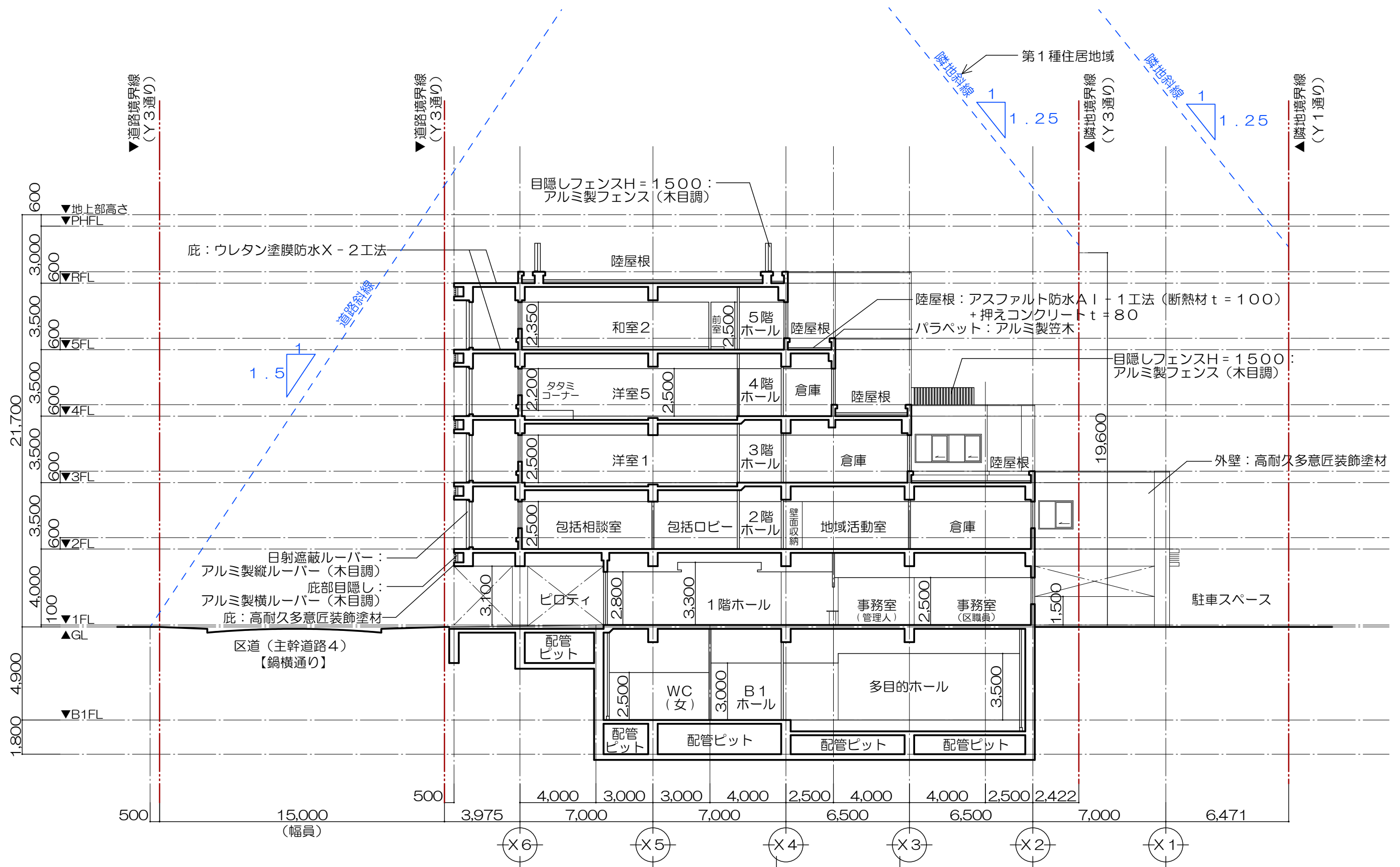
南側立面図







東西断面図





## IV. 電気設備計画概要

### 1. 電気設備基本方針

設備計画の基本方針は区民活動センターの特殊性を理解し各関係法規に準拠させ、機能的、利便性の追求を行う。そして快適な室内環境の実現につとめる。

- ① 建築基準法、消防法、電気設備技術基準等の関連法令に基づき、安全性、快適性、機能的性、経済性が図られるよう計画する。
- ② 設備機器は耐震性能を確保し、自動火災報知設備、避難誘導設備、非常照明設備、消火設備は、各法規を遵守し、所轄関係機関と十分な協議の上、計画する。
- ③ 省エネルギー、省資源・長寿命、リサイクル等が可能なものの採用を図り、環境負荷の低減に資するものを計画する。
- ④ 本建物からの騒音、振動、臭気が、近隣施設に影響することが無いように計画する。
- ⑤ 設備システムの高効率化を図り、より少ないエネルギーで運用が可能な計画とする。
- ⑥ 施設毎に子メーターを設置し使用量等の管理区分を明確にする。
- ⑦ 参照設計基準等
  - ・ 東京都電気設備工事標準仕様書（最新版）
  - ・ 建築設備設計基準 国土交通省大臣官房庁営繕部設備・環境課監修（最新版）
  - ・ 建築設備計画基準 国土交通省大臣官房庁営繕部設備・環境課監修（最新版）
  - ・ 電気設備技術基準
  - ・ 消防法
  - ・ 建築基準法

### 2. 電気設備工事概要

- ① 高圧引込及び受変電設備
  - 高圧引込：前面道路より高圧地中引込し高圧キャビネットを経由し地下1階機械室内設置受変電設備へ配線する。
  - 受変電設備：地下1階機械室に屋内型受変電設備（キュービクル方式）を設置。設備容量は450KVA程度とする。
- ② 幹線・動力設備
  - 幹線：地下変電設備より各階配分電盤へケーブル配線にて供給。電源種別毎とする。
  - 動力：空調換気動力、衛生動力、エレベーター等への電源供給と制御を行う。
- ③ 電灯コンセント（防災照明含む）設備
  - 一般照明、非常用照明、誘導灯の器具設置、コンセントの設置及び配管配線を行う。
- ④ 電話・情報（LAN）配管設備
  - 電話交換機、固定電話機、PHS等配管配線。情報用配管配線を行う。
- ⑤ テレビ共同受信設備
  - BS/CS110°並びに地上波の受信と各端末への配管配線。CATVへの対応配管配線も含む。

- ⑥ 誘導支援設備
  - インターホン：主要出入口に受付用インターホンの設置
  - トイレ呼出設備：各エリアバリアフリートイレに呼出・復旧ボタン及びブザー付表示灯の設置、管轄事務室に呼出装置の設置
- ⑦ 非常用放送設備及び拡声・放送設備
  - 非常用放送設備及び業務放送用として増幅器、リモートマイクとスピーカー。多目的ホール等のAV設備
- ⑧ 太陽光発電設備
  - 屋上に太陽光発電設備を検討。電力はみなし連携、自家消費型とする。
  - 光害に注意し計画する。
- ⑨ 防犯カメラ設備
  - 主要出入口や共用エリアと死角になる場所、エレベーターカゴ内の監視、録画を行う。
- ⑩ 火災報知設備
  - 消防法に規定された自動火災報知設備、受信機、感知器、必要箇所へ副受信機の設置
- ⑪ 機械警備配管設備
  - 機械警備導入を想定し配管工事を行う。
- ⑫ 雷保護設備
  - 地上20mを超えるため雷保護設備を設ける。

### 3. 特に注意すべき項目（ZEB Ready含む）

建設機器の効率化などにより、建築物が消費するエネルギーの量を少なくすることを目的に計画する。

本建物ではZEB Readyを目指す為に電気設備的手法として次に記す事項を検討する。

- ① 省エネルギー性に配慮し、照明の光源はLED光源を採用する
- ② 人感センサーや昼光センサーにより適正な明るさを確保しつつ不要なエリアの消灯等の照明制御による点滅を検討する
- ③ 照明制御システムによるエリアごとのタイマー制御なども検討する

## V. 機械設備計画概要

### 1. 機械設備計画方針

設備計画の基本方針は区民活動センターの特殊性を理解し各関係法規に準拠させ、機能的、利便性の追求を行う。そして快適な室内環境の実現につとめる。

- ① 建築基準法、消防法、エネルギーの仕様の合理化に関する法律等の関連法令の定めるところにより、熱環境・室内環境及び環境保全性が図られるよう計画する。
- ② 設備方式は、次に掲げるところにより選定する。
  - ・必要な機能を確保するとともにライフサイクルコストの低減が図れるものとする。
  - ・省エネルギー、省資源・長寿命、リサイクル等が可能なものの採用を図り、環境負荷の低減に資するもの
  - ・施設の規模、用途、管理体制を考慮し、施設の運用及び保守管理が容易に行えるものとする。
  - ・参照設計基準等
    - 建築設備計画基準（最新版）
    - 建築設備設計基準（最新版）
    - 東京都機械設備工事標準仕様書（最新版）
    - 建築基準法
    - 消防法

### 2. 空気調和設備計画方針

- ① 空気調和設備
  - ・空気調和設備は、適正な室内環境（温度、気流及び空気清浄度）を保持する。
  - ・ゾーニングは、温湿度条件、使用時間・用途、負荷傾向、階層、方位等を考慮して計画する。
  - ・外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮して計画する。
  - ・配管及びダクト経路は、最も合理的な経路となるように計画する。
  - ・機器は、性能特性、耐久性、信頼性、保全性等を検討して選定する。
- ② 換気設備
  - ・換気設備の設置対象室及び換気量は、建築基準法等の関係法令の定めるところによる。
  - ・換気量は換気対象室の用途及び換気対象要因に基づき決定する。
  - ・室内空気の浄化、新鮮空気の供給、臭気や有毒ガスの除去等を行い、室内環境を適正に保持できるように計画する。
  - ・ゾーニングは、温湿度条件、使用時間・用途、負荷傾向、階層、方位等を考慮して計画する。
  - ・外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮して計画する。
  - ・ダクト経路は、最も合理的な経路となるように計画する。
- ③ 自動制御設備
  - ・運転管理、エネルギー管理が容易かつ適切に行えるよう計画する。
  - ・適正な環境が維持できるような制御計画を行う。

### 3. 給排水衛生設備計画方針

- ① 衛生器具設備
  - ・衛生器具の設置個数は、利用者数及び利用形態に基づき計画する。
- ② 給水設備
  - ・必要水量を必要圧力で、衛生的に供給できるように計画する。
  - ・方式は、施設の規模、用途等を考慮して選定する。
  - ・配管経路は、最も合理的な経路となるように計画する。
- ③ 給湯設備
  - ・必要温度及び必要量の湯を必要圧力で、衛生的に供給できるように計画する。
  - ・方式は、湯の用途、使用量等を考慮して選定する。
  - ・配管経路は、最も合理的な経路となるように計画する。
- ④ 排水通気設備
  - ・排水設備は、滞留することなく速やかに、かつ衛生的に排水できるよう計画する。
  - ・排水設備は原則として重力式とする。
  - ・建物内の排水管は、衛生上の支障がない場合は、原則として合流式とする。
  - ・配管経路は、最も合理的な経路となるように計画する。
- ⑤ 消火設備
  - ・消火設備の設置対象及び種類は、消防法等の関係法令の定めるところによる。
- ⑥ ガス設備
  - ・配管経路は、最も合理的な経路となるように計画する。

### 4. 特に注意すべき項目（ZEB Ready 含む）

建築物の断熱性能の向上や設備機器の効率化などにより、建築物が消費するエネルギーの量を少なくすることを目的に計画する。

本建物では ZEB Ready を目指す為に機械設備的手法として次に記す事項を検討する。

- ① 空気調和設備
  - ・断熱性能の向上に伴う空調負荷の低減 --- 建築手法による
  - ・全熱交換器の採用による空調負荷の低減 --- 空調室には全熱交換器設置を検討
  - ・空調機器選定による消費電力低減 --- 高効率、省エネ型空調機を採用
- ② 換気設備
  - ・換気機器選定による消費電力低減 --- 高効率ファン内蔵の換気機器を採用
  - ・オンオフ制御による消費電力低減 --- 人感センサー等を採用した照明との連動
- ③ 給湯設備
  - ・熱源機器選定による消費電力低減 --- 高効率給湯ヒートポンプユニット、潜熱回収型給湯器、電気温水器の検討
  - ・節湯システムによる省エネ化 --- 自動水栓の採用、配管保温の強化

## VI. ZEB Readyに関する留意事項

「ZEB Ready」実現のための建築的手法（パッシブ技術）

### 【外皮断熱】

- 屋上緑化を計画することで、周辺地域におけるヒートアイランド現象の抑制に貢献するとともに、陸屋根面の断熱性能の向上に寄与する。
- 屋根面や外壁面の断熱材は省エネ法で要求される規定値以上の断熱性能を確保することで、熱負荷を低減させる計画とする。

（屋根面断熱材  $t = 100\text{mm}$ 、外壁面断熱材  $t = 50\text{mm}$ ）

### 【開口部・ガラス】

- 開口部に設けるサッシは「断熱サッシ」を採用することで、熱負荷を低減させる計画とする。
- サッシに設けるガラスは「Low-E 複層ガラス」を採用することで、熱負荷を低減させる計画とする。

### 【日射遮蔽】

- 日射遮蔽ルーバーや水平庇を設置することで、熱負荷を低減させる計画とする。
- 南側開口部には太陽自動追尾型ブラインドの採用を検討する。

### 【自然通風】

- 開口部を適切に配置することで、自然通風および自然採光を確保する計画とする。
- 屋内階段出入口は通常時は開放することで（煙感連動防火・防炎シャッター等を採用）、煙突効果による自然通風を確保する計画とする。

### 【自然採光】

- 昼光利用を促進するため、適切な開口サイズを設定する。
- 各階の居室やホールに「光ダクトシステム」の採用を検討する。